

(第一類 第八号)

第一百九十三回国会  
衆議院

農林水産委員会 議録 第九号

(一一一)

平成二十九年四月二十日(木曜日)  
午前九時開議

出席委員  
委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君	理事 小泉進次郎君
理事 斎藤 洋明君	理事 福田 達夫君
理事 宮腰 光寛君	理事 岸本 周平君
理事 小山 展弘君	理事 稲津 久君
青山 周平君	伊藤信太郎君
小里 泰弘君	加藤 實治君
武部 新君	博義君
西川 公也君	吉田 圭一君
森山 前川	和生君
築 渡辺	孝一君
重徳 和彦君	裕君
中島 克仁君	惠君
吉田 敏英君	圭一君
中川 康洋君	裕君
豊史君	和子君

政府参考人 農林水産省消費・安全局長	今城 健晴君
政府参考人 農林水産省經營局長	佐藤 誠君
政府参考人 農林水産省農村振興局長	大澤 大澤誠君
農林水産省政策統括官	佐藤 速水君
農林水産委員会専門員	柄澤 彰君
石上	智君

委員の異動  
四月二十日 辞任

補欠選任

青山 周平君

古川 康君

吉田 圭一君

玉木雄一郎君

佐々木隆博君

宮崎 岳志君

横山 真山

和也君

金子 恵美君

横山 中島

和久君

同日 辞任

八木 哲也君

古川 康君

農林水産大臣 農林水産副大臣	山本 有二君
農林水産大臣政務官	齊藤 健君
農林官房内閣審議官	細田 健一君
政府参考人 農林水産大臣官房統括	瀧谷 和久君
政府参考人 農林官房内閣審議官	水田 正和君

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○北村委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、土地改良法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官水田正和君、大臣官房危機管理・政策評価審議官塩川白良君、大臣官房統計部長佐々木康雄君、消費・安全部長今城健晴君、経営局長大澤誠君、農村振興局長佐藤速水君、政策統括官柄澤彰君、内閣官房内閣審議官瀧谷和久君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀧戸隆一君。

○瀧戸委員 おはようございます。

本日は、質問の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。

最初に、日米経済対話についてお聞きしたいと

思います。先日十八日、日米経済対話が開催されました。

ペナン副大臣統領は会合終了後の共同記者会見で、両国の対話をFTA交渉に発展する可能性があると発言したことです。今後の対話をで農産物や自動車等の市場開放を日本に強く求める可能性も

あるのではないかと言われております。日本の農業の中には、今後の日米経済対話の行方を心配していらっしゃる方もいるようあります。

そこで、大臣にお伺いします。

今後の日米経済対話の中で、農業分野において国益をしっかりと守っていく、そういう意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○山本(有)國務大臣 今回の第一回の日米経済対話では、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、そして経済及び構造政策分野での協力、そして三番目に分野別協力の三本柱で議論を進めいくことでキックオフが行われました。

次回、第二回の対話は、年内に米国での開催に向けて調整が行われることとなつたと聞いております。今後の対話につきましては、どのように議論を進めていくかにつきまして、関係各府省と連携を図りつつ対応をしていくことになるであろうというように思います。

いずれにいたしましても、農林水産省としましては、我が国の農林水産業をしっかりと守つてくとの決意のもとで、今後の日米経済対話に関する議論に、関係府省と連携しつつ、しっかりと取り組んでまいり存でござります。

○瀧戸委員 今回農業分野とか具体的な話は出てこなかつたということでおざいますので、また今後どのようなことになるかもわかりません。しっかりとまたお願いしたいというふうに思っております。

それでは、今度の土地改良法の改正についての法案の質問をさせていただきたいと思つています。農業従事者の平均年齢はもう六十七歳といふところになつております。高齢者の中には、もう体力的に農業を続けることができないという方

係もあり、耕作放棄地もふえてきております。このままでは地方の中山間地は荒れてしまふこと、大変なことになつてしまふ地域も出てきそうです。

農地は、保水機能、いわばダムの役割も果たしているというふうに考えられます。農地が荒れることは、そのダムを失い、災害にもつながりかねません。地方に農業で稼げる場をつくることが、若者を地方に引きとめるためにも、また呼び込むこともあります。そのためにも、基盤整備によって稼げる農地をふやしていくことが必要と考えております。

今回の法案では、中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できるといふことがあります。大臣にお伺いしたいと思います。

今回の土地改良法の改正によって、日本の農業をどのように強化しようとしているのか、お考えをお伺いします。

○山本(有)国務大臣 まず、我が国の農業の競争力を強化して、持続可能なものにするというのが喫緊の課題でござります。平成三十五年度までに担い手への農地利用の面積シェアを八割に引き上げるという政府目標を掲げました。それに向かまして、農地の集積、集約を加速化していくことが重要であると考えております。

また、御指摘のように、自然灾害の脅威等におびえることなく、安心して安定的な農業経営が行えますように、豪雨、地震などの災害に対する地域の防災・減災力の強化を図るといふことが重要であろう、というふうに思います。

このために、今回の土地改良法の改正におきまして、農地中間管理機構が借り入れている農地につきまして、農業者の申請、同意、費用負担、これらによらず、都道府県が基盤整備事業を実施できる制度を創設することによりまして、担い手へ

の農地の集積、集約化が加速化できるといふように思ひます。

次に、農業用の用排水施設の耐震化あるいは土地改良施設の突発事故への対応、これについて、原則として、農業者の申請、同意、費用負担によらず、国または地方公共団体が事業を実施できる制度を創設することによりまして、防災・減災対策を強化するといふように考えております。

この措置を講ずるということによつて、農業の競争力強化、防災・減災力の強化、これに資するものというふうに考えるところでござります。

○瀬戸委員 まさに競争力の強化、そして防災・減災、非常に大切なことでありますので、この制度を通じましてさらに進めていただきますようお願い申し上げます。

次に、この事業ですけれども、どういった場面でこういった事業が使われるのかについてお聞きしたいというふうに思つております。

今回の事業は、中間管理機構が借り入れている農地に関しては、一定の要件を満たせば、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業が実施できる制度ということであります。また、ほかに、現行の基盤整備においては、いわゆるこれは促進費といふものですが、中心経営体農地集積促進事業を使えば、農家負担分なしで基盤整備ができるという場合があります。基盤整備事業のオプションがあるといふことは非常にいいことだというふうに思つております。農業者にとっても大変ありがたいことではないか。

この二つの制度について、どういった場合にどちらの関係についてお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

機構関連事業は、担い手がまとまりのある形でありますようにするといふことと、長期農地を利用できるようになります。この制度だけではありませんように思つています。今回の農地中間管理機構が関連事業と促進費を使っての現行の基盤整備事業ととの関係についてお伺いしたいと思います。

ます。そのため、一定の要件を設定いたしております。

一つは、一定規模以上の面的まとまりがある、機構が借り入れた農地であること。二つ目に、機構の借入期間が相当程度あること。三つ目に、担い手への農用地の集団化が相当程度図られるということ。四つ目に、地域の収益性が相当程度向上する。こういう要件を設定いたしております。

一方、現行の圃場整備事業における委員御指摘の促進費でございますが、これにつきましては、担い手への農地の利用集積を促進させるといふ考え方立ちまして、事業完了後五年以内に、担い手への農地の集積率が八五%以上で、かつ集約率が八〇%以上となる場合に、事業費の一

二・五%、農家負担分でございますが、これを国と地方が折半で促進費として交付をいたしまして、農家負担を実質ゼロとするといふものでござります。

機構関連事業と現行の促進費を比較して、担い手の長期的かつ安定的な経営に資するものということが機構関連事業では言えると思います。

いずれにいたしましても、どちらの事業を選択するかというのは、地域の実情に応じて選択されるものというふうに考えてござります。

○瀬戸委員 いずれにしましても、現場のニーズというのをまたしっかりと調べていただきたい、やつていただきたいといふふうに思つていています。

そこで、今回、面積の話がありました。私の地元香川県なんですねけれども、香川県の農業は三反、五反農業とも呼ばれてます。いろいろな農業関係の補助金メニューがあつても、面積要件をクリアできず、該当できない場合というのが間々あります。

今回の制度は、農地中間管理機構に預けられた農地を何とか有効に活用しようとする制度だといふふうに思つてます。

現行制度の面積要件は、平場で二十ヘクタールあります。

今後の農地中間管理機構関連事業では、農地中間管理権が設定されている期間は農用地区域から除外はできないと聞いていますけれども、設定期間はどれぐらいと考えていらつしやるのでしょうか。

以上、中山間で十ヘクタール以上となつてますが、香川県とかにするとなかなか大変な面積ではないかというふうに感じております。

そこで、お伺いします。

中四国、特に香川県のような農地の狭い地域など、できるだけ多くの地域が恩恵にあずかれるよう、面積要件についても十分検討していただき、この制度をつくり上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

現行の圃場整備事業につきましては、ただいま委員御指摘なましましたように、各団地の農地面積の合計が、平場で二十ヘクタール以上、中山間地域で十ヘクタール以上あることを採択要件としております。

この機構関連事業につきましては、農地中間管理機構が借り受けている農地につきまして、担い手が経営をしやすくなるように、一定規模以上の面的まとまりのある農地を対象に実施することとしております。したがいまして、面積の規模要件につきまして、既存事業よりも引き下げるという考え方でござります。

面積要件につきましては、地域の実情ですとか担い手の経営状況、意向などを踏まえつつ、今後詰めてまいりたいといふふうに考えてございます。

○瀬戸委員 十分に検討していただきたい、そのように思つております。

それから、この制度は転用防止措置がとられております。借り手である担い手が落ちついて農業ができるよう、中間管理権の期間を十分にとるべきとも考えております。

そこで、お伺いします。

今回の農地中間管理機構関連事業では、農地中間管理権が設定されている期間は農用地区域から除外はできないと聞いていますけれども、設定期間はどれぐらいと考えていらつしやるのでしょうか。

○齋藤副大臣 機構関連事業は、農業者の申請、

同意、費用負担なく、扱い手への農地の利用集積を加速化する公共性、公益性の高い事業でござりますので、整備した農地が直ちに転用されることは避けていかなくちゃいけないと思つてい  
ます。

このため、改正法案におきましては、本事業で整備した農地の農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間中はできない、おっしゃるところの措置をしていくところでございます。

この農地中間管理権の期間につきましては、機構から農地を借り受けた扱い手が長期にわたり安心して経営に専念ができるようにするとの観点から、工事完了後から一定期間を確保するということが大事だと思っておりますけれども、今後、適切な期間を検討していくということにしていただきたい、そのように思つております。

○瀬戸委員　扱い手が落ちついて農業ができる、そういういた期間を二一ヶ月を見ながら設定していくべきで、そのように思つております。

それでは、ため池についてお伺いしたいと思いまます。ため池等の耐震化事業についてお聞きしま

兵庫県、広島県、香川県はため池が多く、香川県は一万四千ものため池があります。ほとんどのため池は築後二百年から三百年たっているといふにも言われておりまして、平成十六年の大型台風では、八百三十四カ所のため池が被災を受け、決壊が百十四カ所もあったたということになります。しかし、ため池の耐震化は思うように現在進んでおりません。

今回の改正によりまして、どのような問題点があつて、どのように解決されるのか、お伺いします。

○細田大臣政務官　ありがとうございます。

改めまして、今回の土地改良法の改正案の策定に当たりまして、瀬戸先生から大所高所の観点から前向きな御意見をいただいたことに、まず改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今御指摘がございました、下流に住む者等が存在し、地震発生時に甚大な被害を受ける防災重点ため池のうち、耐震性能を有するものについては早急に耐震化工事が必要がある、こういうふうに考えておられる農業者の申請及び同意取得がため、関係する農業者が多い場合には時間を使い、迅速かつ円滑な事業実施を図る、こういうふうに考えておりました。このため、今回提出させていただい改正法案においては、農業者からの同意を求めて事業を実施して農業者の同意を求めて事業を実施することにより、手続の簡素化を図り、迅速かつ円滑な事業実施が可能となるように考えております。

害が懸念され、三条資格の実施する必要があります。同意取得に課題があると、申請により、原則とできるようなるといふ

は喫緊の課題だというようより、  
このため、このため池の浚渫業、  
公共団体等への補助を含む、  
この予算は近年大幅に増加する。  
極的に支援しているところ、  
十七年には三百八十億円で、  
十八年には五百八億円と、  
図つてあるところがござります。  
今後とも、改正法の仕組みの  
耐震対策が一層進められれば、  
算の確保に努めてまいります。  
あります。

耐震対策に関する地方農村地域防災減災事業  
増額いたしまして、積みがてらあります。平成二  
ありましたものを、二一・二%の増額を  
ます。

この政権交代前の平成二十一年度当初予算の五千七百七十二億円と同額のレベルになつたわけですが、これまでの道のりには、地元関係者や関係団体始め、多くの方々の努力やまた取り組みがあつたことは、私自身もよくお聞きいたしました。新規着工の見合わせなど、農業生産基盤の計画的な整備に大きな影響が生じたことでございました。これは御指摘のとおりでござります。

そこで大臣に伺いますが、これまでのこの土地改良の関係予算の糰余曲折も含めた推移に対する感想、さらには今後に向けての決意について御答弁を賜りたいと思います。

○山本(有)国務大臣 農業農村整備事業関係予算につきまして、平成二十二年度に大幅減額となりました。新規着工の見合わせなど、農業生産基盤の計画的な整備に大きな影響が生じたことでございました。

は喫緊の課題だというように認識しております。このため、このため池の耐震対策に関する地方公共団体等への補助を含む農村地域防災減災事業、この予算は近年大幅に増額いたしまして、積極的に支援しているところでございます。平成二十七年には二百八十億円ありましたものを、二十八年には五百八億円と一八・二%の増額を図っているところでございます。

今後とも、改正法の仕組みが活用され、ため池の耐震対策が一層進められますように、必要な予算の確保に努めてまいりたいというように思っております。

ありがとうございます。

○瀬戸委員 一八〇%になつたということでありますが、今後とも、この予算、しっかりと確保を願いしていただきますようよろしくお願いします。

○北村委員長 次に、中川康洋君。

○中川(康)委員 おはようございます。公明党の中川康洋でございます。

きょうは、土地改良法等の一部を改正する法律案ということで、主に三点、御質問をさせていただきたいと思つております。

まず、土地改良の予算の推移についてお伺いをしたいと思つています。

私は、この土地改良関係予算については、実は今でも忘れない事実がございます。それは、平成二十一年の民主党政権の誕生により、この予算が当時の幹事長の判断によって半分に減らされた。こういった事実がございます。当時私は地元三重県で県会議員をしておりましたが、この土地改良の改良の関係予算の半減は、政権交代の象徴的な出来事として地元でも大きな話題となりました。

現在の自公政権においては、平成二十四年の十二月の政権交代以降、一貫してこの土地改良の関係予算の復活に取り組み、当初予算また補正予算を含め、徐々に回復させてきたわけでございましたが、今回、平成二十八年度の補正さらには平成二十九年度の当初を合わせての予算は、まさしく

この政権交代前の平成二十一年度当初予算の五千七百七十二億円と同額のレベルになつたわけですが、これまでの道のりには、地元関係者や関係団体始め、多くの方々の努力やまた取り組みがあつたと思いますが、私も地元で地方議員を務め、関係者から要望を伺つてきた一人として、今回の予算の回復は大変に感慨深いもののがござります。そこで大臣に伺いますが、これまでのこの土地改良の関係予算の絶余曲折も含めた推移に対する感想、さらには今後に向けての決意について御答弁を賜りたいと思います。

○山本(有)国務大臣 農業農村整備事業関係予算につきまして、平成二十二年度に大幅減額となりました。新規着工の見合わせなど、農業生産基盤の計画的な整備に大きな影響が生じたことでございました。これは御指摘のとおりでございます。このような中で、平成二十五年度以降、農業生産基盤整備のおくれを取り戻すべく、関係予算の回復に努めているところでございます。平成二十九年度において、御指摘のように、四千二十億円を計上し、二十八年度二次補正予算と合わせると五千七百七十二億円、いわばやっと回復のめどがついたというところでございます。

農業農村整備事業関係予算につきましては、今後でございますが、農地の大区画化、水田の汎用化、畑地化を通じた担い手への農地集積・集約化の加速化、野菜等の高収益作物への転換による農業の競争力強化、さらには、農業水利施設の長寿化、耐震化や農村地域の防災・減災対策を通して国土強靭化、これらの施策を進めるために必要な不可欠でございます。

地域からの要望に応えられますように、今後とも必要な予算をしっかりと確保してまいる所存でございます。

○中川(康)委員 ありがとうございました。大臣から今後に向けての決意もしっかりと伺つたところでございます。

私も、地方議員をしておりまして、あのときは

非常に、本当に驚愕するような予算の半減があつたわけでございます。今回、当初と補正合わせて同レベルに来たわけですから、やはり、願わくば当初予算でその当時のレベルまで持つていい、そして現場が予見可能性を持つてさまざまな土地改良の計画を進めていく、こういった方向性をおつくりいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、具体的なところで、今回の新たな土地改良事業の要件等について、幾つかお伺いをしておきます。

今回の土地改良制度のまず一つ目に、原則を変更することへの必要性及び妥当性についてお伺いをいたします。

これまでの土地改良事業は、公共投資さらには社会資本形成の意味合いを持ちながら、基本的に農業者の私的財産である農用地の利用関係に影響を及ぼすため、例えば農業者の申請、同意や受益農業者の費用負担、これを求めるなどを制度の原則としてまいりました。しかし、今回の新しい制度では、基本的にはこれまでの手続や費用負担を求めないなど、その原則を大きく変更しているところでございます。

そこで伺いますが、今回の新制度において、農業者の申請、同意や費用負担を求めないことなど、これまでの制度の原則を変更することの必要性、さらにはその妥当性について、農水省の見解をお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人　お答え申し上げます。

農業の成長産業化のためには、担い手への農地利用の集積、集約化が極めて重要でございます。平成三十五年度までに担い手への農地利用の面積シェアを八割に引き上げるという政府目標を設定しているところでございます。

そうした中で、今後高齢化がますます進行する中で、農地中間管理機構への貸し付けが増加することが見込まれておりますが、基盤整備が十分に行われていない農地につきましては、担い手が借り受けないおそれがあるでございます。

一方、農地中間管理機構に農地を貸し付けた所

有者でございますが、基盤整備のための費用を負担する用意はないと考えられますので、このままでは基盤整備が滞りまして、担い手への農地の集積、集約化を加速化するためには、農地中間管理機構と圃場整備事業の連携が不可欠であると考えてございます。そういったことから、今般、農業者からの申請、同意、費用負担によらないで、都道府県が基盤整備事業を実施できる制度を創設したいとうことでございます。

○中川(康)委員　ありがとうございます。

今、その必要性並びに妥当性を確認させていたいたところでございます。

そこで、そろなつてきますと、この農地中間管理機構への農地の借り入れをやはり促進していくことが大事だと思うんですね。というのは、今回の新しい制度は、その対象があくまでも農地中間管理機構が借り受けている農地に限られる、こういった状況になるために、やはりこの制度の創設を機に、今後さらに、機構にこの農地の借り入れをどう増していくのか、これが非常に重要な点になります。

○中川(康)委員　ありがとうございます。

今回の機構への借り入れの促進において、この新しい制度の創設というのは非常に重要なポイントになると思うんですね。ですから、今回の制度の創設を機に、これが大きなインセンティブとなるような、そういうお取り組みをまた引き続きお願いをしたいというふうにも思っております。

そこで、一つ確認なんですけれども、実は、今回の新しい土地改良制度においても、換地を伴う農地整備については、引き続き農業者からの同意を求める方向であるというふうにも伺つております。

○大澤政府参考人　お答えいたします。

農地中間管理機構、担い手へ農地を集積するための最も重要なツールだと考えておりますけれども、制度発足当初から、土地改良事業、農地整備事業との連携というのは鍵の一つだと考えておりまして、これまでも、モデル地区におきます農地整備事業予算の優先配分、担当者会議の場でのいろいろな説明、そういうことを現場段階でしっかりと行つてきました。

それから、今回の土地改良法の改正につきましては、農業競争力強化プログラム、昨年末まとめましたので、そのプログラムの一つになつておりますので、そのプログラムの説明という形で今まで

でも、都道府県あるいは市町村の担当者、機構、明会を開催しております。

そこで、先生の御指摘のとおり、今回の改正を契機としたとして、一層の連携を深めるということが機構の実績を上げるために大事だと考えております。なので、土地改良区との連携、それから、今後、現場レベルで流動化を促進するもの地域で委員が任命されます。こういう方々と連携をいたしまして、現場へのしっかりと周知を行いまして、機構への活用を促していくということで集約化につなげまいりたいと考えております。

○中川(康)委員　ありがとうございます。

今回の機構への借り入れの促進において、この新しい制度の創設といふのは非常に重要なポイントになると思うんですね。ですから、今回の制度の創設を機に、これが大きなインセンティブとなるよう、そういうお取り組みをまた引き続きお願いをしたいというふうにも思つております。

この点で、土地の権利関係の変動と関係のない土地改良事業実施時点での同意とは異なるものと関係ない事業開始時点での同意は不要といったますが、事業完了後の換地計画につきましては、引き続き関係権利者の同意を要するというふうにしているところでございます。

○中川(康)委員　ありがとうございます。

このようなことから、土地改良事業である機構関連事業につきましても、土地の権利移動の変動と関係ない事業開始時点での同意は不要といったますが、事業完了後の換地計画につきましては、引き続き関係権利者の同意を要するというふうにしているところでございます。

○中川(康)委員　ありがとうございます。

現場からの声として、今回、同意を求めないという状況であるんだけれども、換地を伴う内容については同意が残るんだというような声を聞いたわけです。それできょう確認をさせていただいたわけですが、その同意の、厳密に言うと中身が違つては同意が残るんだという声を聞いたわけです。

これまで、費用負担を確定するための、こういった部分においての同意が必要であるということであつたわけですね。それは基本的に変わらぬ。しかし、やはり権利関係、特に財産権の変動を伴うゆえに、その部分については当然同意が必要なんだというところを改めて確認をさせていただいたわけでございます。

当然、言葉が同じでございますので、そういうところで、現場がささまざま迷わないようについ

地を伴う農地事業については農業者の同意を残したのか、その意味について、農水省の御見解を伺います。

○佐藤政府参考人　換地計画に基づく換地処分でございますが、これは、工事前の土地、從前地でございますが、これと工事後の土地、換地でござります。それに係る個々の権利関係の変動がございます。言つてみれば、財産権の変動を伴うものでございます。そのため、その実施に際しては、個々の権利者の同意、不同意をしっかりと確認する必要があると考えております。

土地改良事業におきましても、換地計画につきましては関係権利者の同意を必要としているところでございます。

この点で、土地の権利関係の変動と関係のない土地改良事業実施時点での同意とは異なるものと関係ない事業開始時点での同意は不要といったますが、事業完了後の換地計画につきましては、引き続き関係権利者の同意を要するというふうにしているところでございます。

○中川(康)委員　ありがとうございます。

現場からの声として、今回、同意を求めないという状況であるんだけれども、換地を伴う内容については同意が残るんだという声を聞いたわけです。

これまで、費用負担を確定するための、こういった部分においての同意が必要であるということであつたわけですね。それは基本的に変わらぬ。しかし、やはり権利関係、特に財産権の変動を伴うゆえに、その部分については当然同意が必要なんだというところを改めて確認をさせていただいたわけでございます。

当然、言葉が同じでございますので、そういうところで、現場がささまざま迷わないようについ

うか、非常にスムーズに物が進むように、また御説明を賜ればというふうにも思つておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

最後に、一点御質問をさせていただきたいと思います。

除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害復旧事業の災害復旧事業への位置づけ、これについてお伺いをしたいと思つております。

実は、先般、国土交通省では、大規模災害時において早期に住民の安全、安心を確保するため、大規模災害時の災害査定の効率化とか事前ルール化を発表いたしました。私、国交省は今回非常にいいことをされたなというふうにも思つております。

それに同じような改正が今回農水省の方でもされておりまして、今回の土地改良事業の改正案でも、例え津波や高潮による海水の浸入により被害を受けた農用地の除塩事業、これを土地改良事業に基づく災害復旧事業として位置づけ、これをしていただいているところでございます。

さらには、土地改良施設の突発事故被害の復旧を災害復旧の手続と同一の手続で進める、こういったことを明記していただいているわけですけれども、このような内容は、対象となる住民や農業者的生活やなりわいを一日も早く戻すという意味において大変重要な改正であるというふうにも思つております。

私は、今回の改正は大変高く評価をしておりましがれども、今回の改正によつて、例え調査の期日とか査定に要する日にち、さらには復旧の工期間の短縮、こういった部分が具体的にどのような効果としてあらわれてくるのか、その効果を確認させていただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申上げます。

除塩事業につきましては、これまで土地改良法に位置づけられておりませんでした。東日本の震災時には特例法を制定した上で実施をしたところでござります。

今後、南海トラフなど巨大地震が発生する可能

性が高くなつております。津波により農地に大規模な塩害が発生した場合に、迅速かつ機動的に復旧に着手できるようにするといったことが大事でござりますので、土地改良法上の災害復旧事業としてこの除塩事業を位置づけるということでおざいます。

また、土地改良施設の老朽化が進展しております。パイプラインの破裂など、自然災害によらないう土地改良施設の突発事故が年々増加してきております。

そうした中で、突発事故被害について、早期に復旧できるように、災害復旧事業と同一の手続で実施できるようにすることが必要であるといふうに考えてございます。

これらの措置を土地改良法に盛り込むことによりまして、被害を受けられた農業者の方がもとの経営に早期に戻れるようにする、そういう効果があるというふうに考えてござります。

○中川(康)委員 大変にありがとうございました。

やはり、制度を改正することによって、さまざまな災害とか事故というのはあるわけだけれども、そのような状況の中で、一日も早く通常の生活、またなりわいに戻す、これを制度を変えることによってできていく、これは非常に、我々国会側の立場としても取り組まなければいけない問題であると思つております。そこに今回しっかりと手を入れていただきて改正をしていただいた、私は非常にここは高く評価をしているわけでございまます。

今回、土地改良法等の一部を改正する法律案、さまざまな内容が盛り込まれております。これが現場においてスムーズに進んでいくように、さらには、扱い手への集積が進んでいくこと、これを非常に願うわけでございまし、特に、冒頭申し上げたとおり、今回の土地改良関係予算というの、非常に政治の流れ、政権交代によつて余曲折がある内容でございました。

そういうことが今後ないように、そして安定

的に、また予見可能性を持つて、現場で頑張つておられる方々が前に進めるようのこと、そういう部分を願いながら今回の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○北村委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。久しぶりの農林水産委員会で、懐かしい思いがいたします。現場における農政をどうやっていくのか、これが与野党を超えて問われることだと想いますが、若干、政局的な対立が少し目立つのが残念だなと思うこともありますので、そういう観点も踏まえて、きょうは質問したいと思います。

農政は与野党ないと私は思つております。現場に適応した農政をどうやっていくのか、これが与野党を超えて問われることだと想いますが、若干、政局的な対立が少し目立つのが残念だなと思うこともありますので、そういう観点も踏まえて、きょうは質問したいと思います。

○山本(有)国務大臣 相手国があることでございまして、まだ農林水産物、農林分野についてのやりとりがあるわけではありません。そのときに、私たちも勝手に自分の、自国の手口、あるいは相手方の交渉の仮定的な話といふものに言及するほど策策ではないというように思つております。

○玉木委員 懐かしいですね。TPPの交渉が始まるとともに、当時、林大臣に同じような質問をされましたが、お手元に資料一があります。これは、平成二十五年三月十九日の農林水産委員会の私の質問、林大臣の答えです。

私はこのときには何を提言したかというと、守るべきものを明確にして、それを立法府で決めて、交渉材料に使う、あるいは、少なくともこれが国益なんだということを明示しながらしっかりと交渉に向き合つべきだということを申し上げました。そうすると、手のうちを明かすからできないとか、米とか砂糖とかを新たに書くことはなかなか難しいというのが当時の林大臣であります。

ただ、私は、これは絶対やるべきだと言つて、後に与野党合意します重要五項目の国会決議に至ります。ちょうど一ヶ月後の四月十九日にまず衆議院で決議が行われますけれども、実はこれは、ちょっとだけ自慢すると、私が言い始めたんです。つまり、自民党内からもなかなか出ないし、政府からも言えないし、ただ、振り返つてみると、衆参の農林水産委員会で決議したことが、結局、交渉の大きな武器となり、それは私は全部こ



ります。全国に耐震不足だと少なくとも国が認めたため池は二千四百五十二カ所あります。これ、国として認知しているにもかかわらず対策を打たなくて何か人が死ぬような災害が起こったときは、場合によつては私は賠償の対象にもなりかねないと思うんですよ。だつて、国として認識しているわけですから。ですから、重点的な予算配分をしていかなければいけない、そう思つていま

す。その上で、今回の法律の中で、そうした緊急を要する耐震化を目的としたため池の整備に関する申請なく実施できる、費用負担、同意が必要なことになりましたが、この法律の八十七条の四を見ると、これはできますと書いてあるんです、要件がかかつっているんです。何かというと、国土強靭化基本法第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るために必要なものとなつていて、国土強靭化基本法に基づく調査でやつたものではないと本法九条五号に規定する脆弱性評価を受けないとこの事業の対象にならないようになつてます。

この三ヵ年でやつた、先ほどあつた防災重点ため池の一一千八百三十七カ所、プラスそれ以外の六百十五カ所でありますけれども、これは国土強靭化基本法に基づく調査でやつたものではないです。この事業の対象にならないようになつてます。この三ヵ年でやつた、先ほどあつた防災重点ため池の一一千八百三十七カ所、プラスそれ以外の六百十五カ所でありますけれども、これは国土強靭化基本法に基づく調査でやつたものではないです。この事業の対象にならないようになつてます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の改正法案の第八十七条の第一項に規定しております脆弱性評価でございま

が、これにつきましては、今後点検、調査等を新

たに実施するものだけではなくて、既に実施した

耐震調査も含まるというふうに考えてございます。したがいまして、委員お尋ねの一千八百三十七カ所の耐震不足の重点ため池についても該当するというふうに考えてございます。

○玉木委員 ありがとうございます。該当します

ね。

ですから、この規定、いい規定ができたと思

います。ぜひそこは柔軟に、運用に当たつては現場の実態を見ながらやついただきたいなと思いま

す。例えば私の地元の香川県では、防災重点ため

池のうち、耐震不足が確認されたものは二十五カ

所あります。うちの近所の池なんかもあつたり、

意外に立派な池もあつたりして、ああ、こういう

ところが結構耐震不足なんだなというところもありまして、そこはぜひ柔軟な運用をお願いしたいなと思っております。

もう一つ、この法律に関して、今度は柔軟な運

用を余りしてもらいたくないものがあるんです。

さつき齊藤副大臣の答弁で若干気になつたの

は、今、これは別途議論しますけれども、農工法

の審議が始まっていますね、間もなく。もう一つ、経

済産業省が出して

いる、きらきらネットムがついて

いる地域未来投資促進法案というのがありまし

て、要は、農地を潰して、地域を牽引するような

新しい産業の施設をつくりやすくするというよう

な法案なんですね、この経済省の法律は、農工法

は、御存じのとおり、五分野に限定して、各種

施設が、五分野を取つ払つて、何でもいいから農

地にそつした施設が建つ、立地ができるというこ

となんですね。

私の質問というか疑問は、税金を入れて、自己

負担なく、同意もなく整備した土地が、数年たつたら、ショッピングセンターとかパチンコ屋か、

何かとにかく地域が元気になるという理由のもと

に、平気でほかに転用されてしまう。

聞きたいのは、さつき、中間管理権の設定をし

ている間はないという話がありました。ただ、そ

の期間が幾らなんだというと、明確なお答えがな

かった。この委員会でかつて私、中間管理権法

をやつたときに質問したのを覚えてますが、十

年とか一つの基準があるんだけれども、今現場で

支障が生じないようにするという要件が一つ。

また、導入産業の面積規模が最小限である、そ

う考え方があつた。また、既存の産業導入区域に

言われるかというと、十年とか言われるともう私

は生きていなかもしれない、もうちょっと短く

してくれたら出せますという話があつて、地域に

応じてこの長さについては柔軟に、もっとと言う

短くてもいいんじゃないかということが結構現

場では上がつてきているはずですよ、農水省は把

握していると思いますが。

そうなると、税金を突っ込んで整備して、こん

な優良な圃場整備ができたのに、数年たつたら、

非常に平地できれいにしているから、ほかのもの

に幾らでも使いやすいですよ。コンビニになつて

いましたとか、あるいは福祉施設になつてしま

たとか、平気で転用されるのは私はまずいと思つ

んですね。

そこで、法律上、こうして農家の負担なく整備

されたような農地については、例えば十年以上、

十年間は、あるいは十五年間は転用しないとい

うことをきちんと定めるべきだと思うんですが、法

律にそういうことは書いていますか。

○山本(有)国務大臣 法律には書いておりませ

ん。

そこで、法律上、こうして農家の負担なく整備

されたような農地については、例えば十年以上、

十年間は、あるいは十五年間は転用しないとい

うことをきちんと定めるべきだと思うんですが、法

律にそういうことは書いていますか。

○山本(有)国務大臣 法律には書いておりませ

ん。

特に他用途に転用されるということは、容易に

これはすべきではありませんし、この事業におい

て不適切でございます。

このため、土地改良法改正案について、農用地

区域から除外規制を強化するという考え方のもの

に、都道府県が機構関連事業を実施した農地につ

いては、農振法の現行の除外要件を全て満たすと

いうものに加えて、その土地について農地中間管

理権の存続期間が満了していなければ農用地域か

ら除外することができない。

御指摘のように、現行の中間管理権の実績を見

ますと、十年間以上の中間管理権の実績を見

ます。そうしたものが九六%でございま

す。

そうしたものに加えて、構造上、まず国が策定

する基本方針に基づいて、農業上の効率的な利用

に支障が生じないようにするという要件が一つ。

また、導入産業の面積規模が最小限である、そ

うどちらももちろん、整備された土地が気がつい

たらコンビニになつて、立派なパイプラインがあ

るような立派なものだつて変わつているような例

はいっぽいあるんですけど、今回、自己負担もな

く全額公費でやるものがある一定の条件を満たし

たら変わつてしまつというこつとは、より厳格な転

用規制というか、これを入れなければ、どんどん

どんどんほかのものに使われる可能性があるとい

うことは、よくよく注意をしてもらいたいなと思います。

もう一つ言うと、これは全体に言えるんですけども、やはり人・農地・プランとの連携とかをしっかりとつけてもらいたいんですね。地域の未来の設計図、もうと言ふと、どんな作物をつくるんだということについてもよく考えてやつていかないと、とにかく整備しましたということだけれども、整備した上で、さらにいっぱい補助がないとさらに持続可能がないようなそういう農業だと、何のために整備したかわかりませんから。

ですから、やはり、誰がどのような作物をどのようない形でつくるのかということを、非農家も含めて地域の未来の設計図をきちんと描いた上で、だつたらこそこそはしっかりと整備をしようということを入れていかなといと、虫食い的にやつていくことでは私は厳に慎むべきだと思います。

ですから、地域のありよう、農村のありよう、こういったものをしっかりと計画を描いた上でやつしていくことが重要だだつとも、あわせて指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、もう一つ気になることを聞きますが、二毛作助成についてあります。

これは私、何度もこの委員会で二毛作助成のことを申し上げました。きょう、与野党の議員の中でもどれだけ西日本の先生がいるかどうかわかりませんが、二毛作ができるところはそれだけでいいじゃないかということも言われるんですけれども、特に麦です。自給率が低くて、戦略作物としてこれをいかにふやしていくのかということは極めて大事。にもかかわらず、二毛作助成、これは裏でつくると一万五千円、出なくなるんですね、十分な額が。私がずっと言つていたのは、裏でつくろが表でつくろが、例えば反当たり三万五千円出したらいじやないか、そしたらもつと麦をつくると。

例えば、うちの香川県だと讃岐うどんが有名ですけれども、それに使うような、ほとんどASWで

で入ってきますから、オーストラリアの小麦がほとんど使われていますけれども、国産の小麦を使つたことを奨励していけば自給率の向上にもう一つ言つたことです。それで、財政支援を受けずに何ではないかということで、財政支援を受けずに取り組みを継続するような仕組みに変更すべきというような厳しい御指摘をいただいたわけでございます。

私どもとしましては、この御指摘は御指摘として受けとめながら、地域ごとの取り組み内容や定着状況の違いなどが反映できるように工夫をいたしまして、実は、二十九年度予算におきましては、各県の配分額の範囲内で、各県の裁量に基づきましてある程度自由にお使いいただけます。产地交付金の仕組みがございます。この产地交付金を、二十八年度予算の八百六億円から千十六億円と二百億円以上大幅に増額いたしまして、この产地交付金の中で各県が工夫していただき、柔軟な形で、二毛作に対する助成も含めまして御支援いただけないかということで、かなり工夫をいたしました。

他方、この产地交付金につきましては、年度当初に二割を留保するという運用をとつておりますが、これは、当年の作付状況がまだわからませんので、二割を留保した上で、必要に応じて戦略作物助成に留保分を充当して、残余分を产地交付金として追加配分するということでござりますが、これは、委員もよく御案内のとおり、予算額の範囲内で執行するという原則の中で、私どもの執行上の工夫、運用として行つております。

いずれにしても、二十九年度予算につきましては、しっかりと各県でお取り組みいただく十分な額を確保しておりますので、これを踏まえて水田フル活用の取り組みを行つていただきたいと考えております。

一方、今御指摘ございました二毛作助成でございますが、これは、裏作、年に二回つくるというふうな額が、主食米の米価がかなり高い段階で維持できている。これはこれまで麦などの作物を作付した場合に、統一単価に加えまして一万五千円のエクストラな助成を申しあげるということでございますが、この二毛作助成につきまして、昨年、財務省が予算執行調査

に入つております。この予算執行調査の中で、二毛作助成の取り組みについてはほぼ定着しているのではないかということで、財政支援を受けずに何ではないかと、物の値段が上がるとき需要は下がるんですね。だつて、高いものはなかなか買えないか

山本大臣、同じ四国なのでわかると思いますけれども、やはり高知もそうだけれども、二毛作でかかるところは水田フル活用やつたらいいんですね。特に麦のような、これからやはり、頑張つているところは応援したらしいと思うんですよ。私が言いたいのは、飼料政策も悪くはないですよ。ただ、冷静に考えてみたときに、動物様が食べるお米を反当たり最大十万五千円出してやるのもそれはどうなのということを、これは余りやり過ぎると言われますよ。しかも、動物が食べるお米をつくるために、さつき言つた全額公費で圃場整備つて、これはどこまで本当に納税者の理解が得られるんですかね。そろそろある程度考えていいんじゃないと、ちょっと異次元の飼料用米政策になつてしまふと言つたときも、転作奨励、転作として飼料用米政策をやつていました。ただちょっとこれには、バランスをもう少しとつた方がいい、そういう思ひますね。しかも、その財源で、二毛作助成なんかの本当にやらなきやいけない戦略作物に対する支援が削られているのは、ちょっとどうかなと思うんですね。

山本大臣、ちょっと頭の片隅に入れておいてくださいて、同じ四国人の叫びとして聞いていただいて、これは大事だと思うんです。なかなかふやせないまでも、削らんとつてほしいなどいうことで、ぜひ二毛作助成のことを考えてもらいたいなと思いますね。

飼料用米の話が出たので、ちょっと飼料米の話を伺いますが、お手元の資料に、四枚目の資料、これをちょっと見ていただきたいんですが、この間、先ほど言ったように、飼料用米の助成を拡充することによって飼料の作付がふえていますね。ふえてるんすけれども、ふえて、主食米の米価がかなり高い段階で維持できてる。これはこれで一つの政策効果なんでしょう。

ただ、一方で、純粋なミクロ経済学の理論からいふと、物の値段が上がるとき需要は下がるんですね。だつて、高いものはなかなか買えないか

ら。米価を維持することは、一見、農家にとってはいいし、そういう政策、ある程度安定的な米価を維持することは大事なんですが、過度に引き締めて高どまりさせることによって需要を冷やしていないか。

よく、年間八万トンずつ減つていきます、これは人口減少と高齢化によってある程度トレンドですといふことをずっと説明を受けるんですが、ただ、果たしてそなんですか。物の値段、米の値段を高どまりさせることによって、必要以上に需要を冷やしているんじゃないのかという問題点。

もう一つは、これは現に私はお米屋さんでも聞きますけれども、業務用米が足りてないですね。結構高くなつて、肉でいうと、A5の十一とか十二みたいないものもいですよ。ただ、F1で、手ごろでおいしいものを食べたいといふ二一さんは大きくなる。米もそうで、ブランド米のいいのもいいですけれども、非常にボリュームゾーンの、特に中食なんかに使われるような業務用米がかえつて不足する、あるいは高くなつていて、コンビニでおにぎりの一つの量を減らすとかというようなことも現に起つてきていると聞いております。

この飼料用米政策をやることによって主食用米の値段を上げることが、需要を必要以上に冷やす効果があるのではないか。逆にもつと言ふと、SBS米の話が随分話題になりましたけれども、相対的に輸入SBS米の価格競争力を高めることに協力しているんじやないのかということもあると思うんですね。

こういった点についてどのようにお考えなのか、大臣のお考えを聞かせてください。

○山本(有)国務大臣 米の値段が上がりますと、トレンドとしての八万トンの需要減、これに対してさらに拍車がかかるという傾向は否めない事実だらうというように思つております。

ただ、平成五年の六十キロ当たりの米価格が二万円を超えておりました。現在は、二万円というものではなくて、一万一千円から一万四千円の推

移でございます。その意味におきましたら、やはり長期トレンドの八万トンの圧力というのはかなり強いものがあるだらうというよう思つております。ですから、主食用米をつくり過ぎる、あるいは需給バランスを考えていなければ、私はかなり厳しいものになつてくるだらうというよう考えています。

そこで、いろいろな考え方、見方、やり方があると思いますが、御指摘の業務用米の不足に対し

ては、やはりしつかり対応していくといふことは大事だらうというように思つております。特に、中食の業務用ユーチャー等から、希望する価格での

調達が難しいという声が圧倒的に寄せられておりま

す。

そこで、外食、中食の実需者と産地とのマッチ

ングを支援する、あるいは各産地に対して、業務

用ユーチャーの声にも耳を傾けながら、適切に生

産、販売するということのための全国キャラバン

等の機会、そういうように、需給がミスマッチで

はなくマッチするような形で考えを進めていき

たいと思つております。

また、全農が農産物の売り方を見直して、安定

的な取引先を確保して、実需者 消費者への直接

販売中心にシフトするということを考えておられ

まして、その意味で、米の流通分野においても販

売体制が新たな段階を迎えていただけるとい

うように期待をしているところでございまして、

おつしやる業務用米の品薄感というのも、市場

にとつて非常に重要な観点だらうというように思つております。

○玉木委員 私はこれもかつて何度か指摘をさせ

ていただきましたけれども、安倍総理が減反を廢止するということをおつしやつたんですね。これ

はいろいろなメッセージがあつて、私は必ずしも

減反廃止には賛成はしていませんけれども、それ

はそれで一つの方向性で改革を進めていくのかな

と思つたんですが、今やつていることは、多額の

税金を使つた減反の強化になつていませんか。主

食用米の需給を、餅米というものに誘導することによって、それである種、強制的、人為的に業務用を含む主食用米の供給を抑えていく。

価格や量のコントロールに國家が過剰に介入してマーケット、市場原理を曲げていくということからできるだけ脱却していく、補助に頼らないような農業に変えていくというのが期待された改革の方向性だったのではないですか。

当面、百十万吨ぐらい飼料用米をやるんですか。一千六百億ぐらい予算が要るというふうに聞いていますけれども、そういう見通しでよろしいですか。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

今御指摘ございましたように、一昨年、二十七

年三月に閣議決定いたしました食料・農業・農村

基本計画におきましては、飼料米につきまして、

平成三十七年度に百十万吨にするという生産努力目標を掲げているところござります。

その際の財政負担については、いろいろな変数があるのですがたと確実に申し上げることは難し

いわけでござりますけれども、一定の前提を置いて試算しましたところ、千百六十億円程度から千

六百六十億円程度だという一定の試算をお示しした経緯がござります。

○玉木委員 民主党政権時代に、いわゆる戸別所得補償制度の固定払いの分、あれはかかつたお金

が約一千五百億です。ばらまき、ばらまきと言わ

れました。一千五百億です、固定払いの分は。そ

の半額が残っているから、今七百十億とか七百五

十億というものが反当たり七千五百で残つてゐる、

こういう規模、オーダーですね。

私が申し上げたいのは、人間が食べるお米をつ

くつて反当たり一万五千円を支払つたことに對し

て、ばらまき、ばらまきと言わされました、人が

食べない、家畜が食べるお米をつくるのに反当たり十万五千円も出して、しかも一千六百億、民主

党政権時代の戸別所得補償を超えるような額を入

れることが、私は本当に合理的な政策なのかと思

うんです。

○山本(有)国務大臣 各地の農協改革の進捗状況につきまして、各都道府県に對して毎年実施して

しかも、マーケットをゆがめています。需要に応じた生産をする、つまり、業務用米が欲しいといふニーズがあるので、それが供給できない。無理やり税金を使って餅米に誘導するから、本来なら人様が食べるお米でおにぎり用が欲しいと言つていてるのに、十分な供給がない。随分マーケットをゆがめている政策がこの間進んでいると想います。

いろいろな改革で進んでいるものは評価するものもありますが、少しこの政策については見直し

た方がいいと思いますよ。二毛作助成を見直す

だつたら、餅米政策を少し手を入れた方が私はい

いと想います。

最後に伺います。

資料の最後にもつけましたけれども、農協改革についても伺いたいと思います。これは日経新聞

の記事なんですが、一番最後の資料を見てください。これは平成二十六年ですね、「JA全中の指

導権限廃止は必須条件だ」。當時もありましたけ

れども、全力投球できていないから全力投球させ

るというのがJA改革でした。しかも、中ほどに書いていますが、賦課金を集めている制度もなく

すべきだと。JAの、全中改革すれば賦課金がな

くなります、上納金とも言つ人がいましたね、六

十億ぐらいあつたと思いますが、こういうことが

あるからけしからぬとか、あるいは、全中が、こ

こに書いているように、経営指導で地域の農協を

縛る権限があるから、創意工夫が生かされなく

すぐきだと。JAの、全中改革すれば賦課金がな

くなります、上納金とも言つ人がいましたね、六

十億ぐらいあつたと思いますが、こういうことが

あるからけしからぬとか、あるいは、全中が、こ

こに書いているように、経営指導で地域の農協を

縛る権限があるから、創意工夫が生かされなく

いるヒアリングなど、さまざま機会を通じて把握に努めておるところでござりますが、平成二十八年から、肥料、農薬の予約購買において、最大二〇%程度の割引により品目の集約を図つてゐる事例がございます、奈良県農協。農薬について、二十八年から入札対象品目を拡大して、一定量以上のロットのある農薬について販売価格を引き下げてゐる事例、これは宮崎県でござります。また、特産物のユズは農家から全量買い取りしまして、加工品を商品化して、ブランド化して、頑張つている高知県の例がございます。

こうしたことを見て、さまだま自己改革をやつていただいて、さらに、平成三十一年五月まで改革集中期間として、全体を、改革を推し進めていただいていることは、我々にとりましても心強い全力投球ではないかというようになります。

○玉木委員 肥料の値段を下げたり全量買い取りすることが、全中の指導権限のもとでできなかつたんですね。賦課金についても、六十億あるのを、これは改革すればなくなるということですが、まだ六十億以上ありますね。私は、それはなくす必要はないと思いますが。

申し上げたいのは、イメージで改革を始め、イメージで改革を進めることをそろそろやめるべきではないかと思うことです。改革を進めるべきところが実は進んでいくくて、むしろ逆行しているような面、先ほどの餌米政策、需給に対するコントロールを強めていくこと、あるいは農水省やＪＡがむしろ現場に対して深掘りをしろと言つて回つていくこと、これも本当に改革なんですかね。

こういうことについてもう一度整理をして、見直しをし、本当に現場の農家と農業に対して役立つ農政を与野党ともに進めていくこと、このことをお願い、お誓い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○村岡委員　おはようございます。民進党、秋田県出身の村岡敏英です。

きょうは土地改良法の一部を改正する法律案と  
いうことで質問させていただきますが、その前に  
二点だけ、ちょっと大臣にお伺いしたいと思いま  
す。

に影響、信頼を失うことですので、これはいかにも早く本当に調べ切つていただきたい、こういうふうに思っております。

のいろいろなところで、彼らには経営感覚が一切ないんだというような、こういう認識のもとで、やはりそこは農林大臣として経済界にも、農業には、その政策の中、それから地域の中で、いろいろなもので頑張っていることを伝えないと、何か何十年前の話を経済界が思つているから、現場に

のロットのある農薬について販売価格を引き下げている事例、これは宮崎県でございます。また、特産物のユズは農家から全量買い取りまして、加工品を商品化して、ブランド化して、頑張つている高知県の例がござります。

ことしの二月十五日、大臣に質問させていただきました。フランク・ラーレンタインデーでバラとカスミソウを奥さんに贈ったことも聞きましたが、そのことはお聞きしません。お聞きしたいのは、そのとき、京山の米の偽装疑惑というのがあります。その後、記者会見で、大臣も、中間報告はしないと。これはいいと思うんですね。しっかりと調べ切つて報告しなければならない。

ただ、そのときに私が言ったのは、農家の方々が、秋田でももう雪が解けて種まきが始まっている

○山本(有)國務大臣 三村会頭は、農林水それぞれ成長産業というように捉えていたのであります。そのことにおいて、商工会議所で現在取り組んでおられる農林水の事業についての物の考え方等を御披露いたしました。また、各単位農協との連携も商工会議所が深められておられまして、お話をしたか、教えていただければと思います。

そぐわない改革案も出てくる。  
こここの部分は、大臣 認識を持つた方がいいです。経済界の人が言っているから、そうだな、農業界は勘に頼っているな、そうだなど聞き流すんじやなくて、ここはしっかりと言つていただきたい、こう思っていますが、どうでしよう。

○山本(有)国務大臣 その件につきましては、一つの事例を挙げながらの御披露がございまして、ある農家から農家に移られた方が、農場の各地点地点における気象条件を過去の分も含めてずっと

○玉木委員 肥料の値段を下げたり全量買い取りすることが、全中の指導権限のもとでできなかつたんですね。賦課金についても、六十億あるのを、これは改革すればなくなるということですが、まだ六十億以上ありますね。私は、それはなくす必要はないと思いますが。

ます、新しい作物をつくろうと今年度やつてある  
中最中であります。そういう意味では、ある程度時  
間を決めてしつかり調べなきゃいけないということ  
とで、中間のことは報告しなくとも結構ですけれ  
ども、いつまでにということはもう決められてい  
るのかどうか、御発言をお願いしたいと思いま  
す。

各地域で単位農協の組合員の皆さんと議所のメンバーになるというようなことがほうはいとして起こつてきているという事実を報告いたしました。

とデータを積み重ねていくことによりまして生産性が上がった、そういうことでございりますので、そういう農業を披露するために、農林省は気象条件のピッキングデータを簡単にそうした営農されていく方に提供しろという御意見もございまして、技術会議等で可能な限りそうしたことをお互いやつていこうという情報共有のそういう話が枕にあつ

申し上げたいのは、イメージで改革を始め、イメージで改革を進めることをそろそろやめるべきではないかと思うことです。改革を進めるべきところが実は進んでいないくて、むしろ逆行しているような面、先ほどの餉米政策、需給に対するコントロールを強めていくこと、あるいは農水省やJAがむしろ現場に対して深掘りをしろと言つて回つていくこと、これも本当に改革なんですかね。

こう「いう」とついてもう一度整理をして、見直しをし、本当に現場の農家と農業に対して役立つ農政を与野党ともに進めていくこと、このことをお願い、お誓い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○山本(有)国務大臣 農林水産省としましては、現在、米の出入り等に関する事実関係、これを京山の取引先業者を含めまして徹底的に調査をしております。これはまだ続いておりまして、いつこのまでに調査を終えることができるかについて、現時点で見通すことはいままだ難しいというよう考へております。

しかしながら、できるだけ早く明らかにしていくという決意で対応させていただきたいというふうに思つております。

○村岡委員 なぜそれだけ時間がかかっているのか、ちょっとわからない。我々委員には、業者側からはいっぱい、偽装疑惑はなかつたという資料だけがどんどん積み上がりしていくんですけどけれど

○村岡委員 お取り組み自体は、農商工連携とい  
うのは大切ですし、やはり六次産業化なんかで  
も、その企業のノウハウを持つていてるもの地域  
で一緒に連携していくことは大切だ、こう  
思つております。それはぜひ進めていただきた  
い。  
ただ、一つ気になつたのが、新聞記事ですけれ  
ども、会頭が話している中で、「勘に頼つた農業界  
から、データを活用した科学的な農業への転換が  
必要」、こう述べられているんです。勘に頼つた  
農業から。そんなことないんです、もう農業界  
全ての経営のためにいろいろなことを農業の方々  
も研究しておりますし、農業団体もやっているん  
です。

た上での話だというよう思つております。  
私としましては、できるだけ農業に科学性とい  
うようなことは必要だと思つておりますし、その  
意味において、さまざまな事例の発表というも  
のもベースにあつたとさう思つております。  
○村岡委員 その前提があれば少しは認識が違  
いますが、しかしながら、経済界全体に多少はある  
んじゃないかな、これが規制改革会議でも、今まで  
農業界は何も努力してこなかつたような認識のも  
とで改革を言つてくるということが現実的にある  
んじやないかと思つてますので、そこは気をつ  
けていただきたい。また、大臣からも農業界の説  
明もしっかりといただきたいと思います。

○北村委員長 次に、村岡敏英君。

も、農林省もそこはしつかりしていただかなければ、農家の方々は心配していますし、農業界全体

どうも経済界に、農業は井勘定でやっている、  
こういうイメージがあることが規制改革会議の中

は勘もあるんですよ、経営ですから。そういう意味では、どのところにも勘はあるんです。そし

て、必ずこれは改革していく新しいところに進んでいる、この部分は農業界もやっているんだといふことは伝えていただきたい、こう思つております。

では、本題に入らせていただきます。

今回の土地改良法の一部改正というのは、望ましい農業構造の姿といふ中で、扱い手の利用面積の割合で五割から八割に平成三十七年を目標にしている、その中の一環だと思います。そして、今までの基盤整備事業でやつてきた中ではどうしてもなかなか集積が進まないという認識のもとだと思ひますが、中間管理機構を使って農家の負担をなくす、このことによつて目標に向かつて農業の構造改革をしつかり進めていくことでの法律が新しく提案されたと思いますが、大臣の認識はそのような形でよろしいでしょうか。

次に、土地改良施設の更新事業における手続の簡素化ということで、法律の中に、土地改良施設の更新事業のうち、「当該土地改良施設の有している本來の機能の維持を図ることを目的とし」という、この本來の機能維持、どの程度の機能向上を伴うものまで含まれるか、これはどうい意味なのかというのを聞かれるんです。これはどういことなんでしょうか。

○佐藤政府参考人　お答え申し上げます。

現行制度におきましては、土地改良施設の更新事業のうち、機能の維持を図るものであつて、管理事業計画の同一性ですとか組合員負担の相当性、こういった要件を満たすものにつきましては、三分の二の同意に加えまして、総会での議決で事業を実施できるというふうにしております。

一般的に申し上げますと、昨今、施設の更新に当たりましては、以前に比べまして年数がたつております。近年の技術革新によりまして、そういった成果を取り込んで施設の更新事業をやることが一般的でございます。

例えで申し上げますと、省エネ型ポンプの導入ですか、これまで手動であけ閉めをしていたゲート設備を自動化するですか遠隔操作ができるようにするとか、そういうような近年の技術革新による成果を取り入れて更新事業を行うといふことが一般的でございます。

しかし、このような更新を行いますと、現在の条文上は、機能の向上が図られるものというふうになってしまいます。

こうしたことを踏まえますと、土地改良施設の更新事業のうち、技術の革新等に起因する機能向上を伴うものについては、早期の事業実施を図るといった観点から、三分の二の同意に加えまして、総会の議決でもつて事業を実施できるようになります。今回法案に盛り込んでいるところでございます。

○村岡委員　進め方というのは、やはりその地域のものがあるので、全てが急げばいいというもの

じゃないので、そこはしっかりと相談していかなければいけない。

それから、中身に關しても、もちろん法律とかはそういうのを全部書けないですけれども、よく説明しないと、もうここ四年でどんどんいろいろなものが変わつて、農家の方々も戸惑つていると、いう現状があるので、しっかりと説明していただきたい、こういうふうに思つております。

それで、今度はそれに関連してすけれども、

土地改良事業の申請人数の要件の見直しということで、今度は十五人がもう一人でも大丈夫だということなんですけれども、やはりこれは、これまで十五人そろつてなきゃいけないと、この中で進まなかつた事例をしつかりとつかんでいるということで認識してよろしいんでしょうか。

○佐藤政府参考人　お答え申し上げます。

国県営事業に係る人数要件の支障事例でござりますけれども、例えは、受益地内の大部分を農業法人が耕作しております、十五人の要件を満たせなかつたために、市町村申請に切りかえて事業を実施した、しかし、市町村申請をするに際しましては、市の農振計画に位置づける必要がございまますので、その手続に時間を要して事業の開始がふうに承知をしております。

また、申請人数が十五人未満である場合には、そもそも申請ができないということで、申請自体を諦めてしまった事例もあるというふうなことを把握いたしております。

○村岡委員　現状把握の中で、もちろん早く整備しなきゃいけないところもあるんですけども、必ずしも、多少の時間がかかるても、その地域合意を、かけなきゃいけないことも逆にある場合もあるんです。やはり地域のことを見つかり見ていかないといふことは差があるんです。一〇%満額出すところもあれば、どうじやないところもある。

○村岡委員　確かに、都道府県によって、都道府県というより市町村によって、一〇%以上ですと、標準的な負担割合ですけれども、国が五〇%、都道府県二七・五%、市町村一〇%、地元一二・五を促進費の中で、これは国と都道府県が出ます。これで八五%以上なら、中間管理機構に預けて基盤整備事業をやつたのと同じようにゼロになる、こういうふうな標準的な説明なんですが、実際には、これは都道府県によつて、地中で、もちろん早く整備されなければならないところもあるんですけども、必ずしも、多少の時間がかかるても、その地域合意を、かけなきゃいけないことも逆にある場合もあるんです。やはり地域のことを見つかり見ていかないといふことは差があるんです。一〇%満額出すところもあれば、どうじやないところもある。

○村岡委員　進め方というのは、やはりその地域のものがあるので、全てが急げばいいといふことがあります。

担を求めるで中間管理機構に預けてあるわけですから、その場合に、求めないものであるため、公共性や公益性を確実に担保する必要があり、現在、既存事業との不公平感が生じないよう

実際に、今はもう中間管理機構に預けていなくして進んでいる土地改良基盤整備事業があるんですね。けれども、この不公平感というのは現場から聞いておりますか。

○佐藤政府参考人　これまでいろいろなヒアリングを行つて、そういうような御心配をする声としては、市町村の予算ですから、どうしようもないといえども、ないんですが、これを何かもう少し促進するためのものは考えられないでしょ

うかね。どうでしょ。

○佐藤政府参考人　お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘なさいましたとおり、圃場整備事業の市町村負担につきましては、その地域の実情によりまして、地方公共団体の負担割合についてのガイドラインで示す水準まで負担がなされていいないという場合があることは承知をいたしております。

このガイドラインにつきましては、市町村の標準的な費用負担の水準を示すとともに、これに基づく市町村負担につきましては、地方債や交付税が措置されているものでございます。このような制度の趣旨や内容について一層の理解の浸透を図りながら、事業の推進を図つてまいりたいと思っております。

また、その上で、さらにどのような対策が考えられるかということをごぞいますですが、例えは総事業費の抑制といつたような工夫ができるのかどうか、そういうたとえで総事業費の抑制を図ることによって市町村負担の軽減につながるような取り組み、こういったものを検討してまいりたいとふうに考えてございます。

○村岡委員　なかなか今の現状では難しいと思うんですけども、その不公平感が大変地域の中で、今進めているところの中であることも現実です。しかしながら、今それを取り下げてもう一回中間管理機構に預けるとなると、これは一年以上かかるてしまうということで、なかなかできない現状もあるんです。やはり地域のことを見つかり見ていかないといふことは差があるんです。一〇%満額出すところもあれば、どうじやないところもある。

○村岡委員　なにかこの現状では難しいと思うが、あるときに、町村が、田んぼですからまたがつっているところもいっぱいあるんですね。またがつっていると、一〇%のうち、こつちは一〇%出していくと、八五%の集積率で全部オーケー、こつちは七・五%ですから、こつち側の人は負担して

ところが、これは中間管理機構が預かっているわけじゃないですから、所有者の中でそれぞれに不公平感、自分のまたいだところ、これなんかは、市町村の予算ですから、どうしようもないといえども、ないんですが、これを何かもう少し促進するためのものは考えられないでしょ

うかね。どうでしょ。

○村岡委員　なにかこの現状では難しいと思うんですけども、その不公平感が大変地域の中で、今進めているところの中であることも現実です。しかしながら、今それを取り下げてもう一回中間管理機構に預けるとなると、これは一年以上かかるてしまうということで、なかなかできない現状もあるんです。やはり地域のことを見つかり見つけて、それが逆に進まない原因になるということもありますので、そこはしっかりと現状を把握

していただきたい、こう思っています。

それから、転用の防止のことであれなんですが、この転用のものは、やはりせつかく税金をかけてつくった優良農地ですから、ここにに関して言えば、転用をしないような禁止規定というのはしっかりとしなきゃいけないとと思うんですが、特別徴収金ですけれども、これまで実際にはそのよう取られた事例というのはあるんでしょうか。

○佐藤政府参考人 特別徴収金のお尋ねでござりますが、平成二十四年度から二十八年までの直近五年間ということになりますが、農林水産省で把握しております特別徴収金の徴収事例につきましては、都道府県営事業において四地区、面積で約十一ヘクタール、金額で一億三千九百万となつてございます。

○村岡委員 そういう面でも、農林部門の中では農工法だとかいろいろありますけれども、経済産業部門のところで未来投資何とかとかいうのがありますて、農地転用のきらやか法案みたいなのがあるんですけれども、そういう中でいくと、転用のことは農水部門でもしっかりと、優良農地の転用が簡単にできるようなことをやはり進めちゃいけない、この農水部門の中でもそれを言つていかなきゃいけない、これは与野党ともにそういう中で協力していただければ、こう思つております。

大臣も経産部門の中の農地転用のところを見られてると思いますすけれども、どのように考えられておりますか。

○山本(有)国務大臣 ともかく農地というのは貴重な生産手段でありまして、まず耕作に応じた土質がなければなりませんし、また用水の確保も必要でございます。一旦農地から雑種地等に形状が変化いたしますと、回復ということがほぼ不可能なことになるわけございまして、その意味において、国家としての食料供給に多大な支障が必ず出てくるというふうに思つておりますので、一旦農地が確保されば、それはほぼ永続して営農ができるということの確約が私はこの国の農業に対する信頼を生むというふうに思つております。

そんな意味で、安易な転用ということは決してやつてはならないというふうに思いますし、地域

未来投資促進法によつて優良農地がずたずたになつたりするような、そんな考え方で法律がもしつくられているならば、これは断固農地を守るという観点で、きちっとした考え方を出さなきゃならぬというふうに思つております。

しかし、地域未来投資促進法の法律の立て方からしますと、優良農地をいたずらに侵略、侵害していくくといふなことはありません。ルールに従つて、我々と十分な協議の上で、転用すべきは転用するという考え方方に立つて、いうように理解しておりますので、私ども、今後、こうした調和的な農地の利用ということを考えていきたいというふうに思つております。

○村岡委員 時間が参りましたからやめますけれども、いたずらに転用すると書いてないんじゃなくて、やはり担保して、優良農地は農地として使つていくんだといふことで、それを踏まえながらしっかりと農水部門としては申し入れして、優良農地を守つていくんだ、このことでやつていただきたいと思つております。

終わります。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民進党の佐々木でございます。

土地改良法について、この法律案についてきよ

うは質問させていただきます。

その前に、昨年、何度も大臣とやりとりをさせ

ていただきましたが、北海道を襲つた四回の台風

があります。食料基地北海道にとつては大変大き

な被害があつたわけであります。食料基地という

のは、一次産業の基地と言つてもいいんだといふふうに思ひます。

被害対策について何度か質問させていただいて、その中で、共済の早期支払いよりも必要な農地が確保されば、それはほぼ永続して営農ができるということの確約が私はこの国の農業に対する信頼を生むというふうに思つております。

んので、そういった意味では早期確定をしてやつていただきたいということで、我々の近辺でも、秋に工事が既に始まつているところも散見をいたしました。

そのことについて、対策及び進捗状況をお知らせいただきたいというふうに思ひます。

○塩川政府参考人 お答え申し上げます。

昨年北海道に襲来いたしました一連の台風によりまして、農作物、農地、農業用施設、林地、治山施設、林道施設、漁港、それから養殖施設などに甚大な被害が生じまして、被害額は現在八百億円という報告を受けているところでござります。このうち、農地につきましては、土砂の流出、堆積などの被害が生じた農地約四千七百ヘクタールのうち、自力復旧が可能な農地を除きまして、被害が甚大な約五百ヘクタールにつきまして災害復旧事業で復旧を進めているところでございま

す。

これによりまして、本年の秋までに、自力復旧が可能な農地と合わせまして約四千六百ヘクタールで営農再開が可能となる見込みでござります。

それから、林野関係でございますが、被害が生じました林地百八十一カ所、治山施設二十八カ所、林道施設七百十七カ所、合計九百二十六カ所ございますが、このうち被害の甚大な百九十六カ所で現在災害復旧事業を進めしております。うち、本年度中に百九十四カ所、それから残り二カ所につきましても平成三十年度中の復旧を見込んでいるところでござります。

、それから、水産関係でござります。被害が生じました二漁港のうち、一漁港で現在災害復旧事業を進めておりまして、残りの一漁港につきましても工事に向けた準備を進めているところでござります。

それから、養殖施設でござります。被害が生じました八百四十五カ所のうち、甚大な被害を受けました市町村の施設三百九十七カ所で現在災害復旧事業を進めておりまして、残りの施設につきましても自力で復旧を進めているところでござい

ます。

農林水産省といたしましては、被災された農林漁業者の皆さん方が希望を持って経営を継続できるように、引き続き全力で支援してまいりたいと思ひます。

以上です。

○佐々木(隆)委員 御努力をいたしておりますことに評価をさせていただきたいというふうに思ひます。

農地についていえば、ことしゅうには四千六百まで回復するということで、ほぼ回復をされるということになりますし、林地についても、あることは水産についてもかなり進んでいるということについては評価をさせていただきたいというふうに思ひますが、農業というのは一年一作、さつき

二毛作の話もありましたが、基本的に一年一作ですから、一年とれるかとれないかというのまさに死活問題でありますので、そういう意味で

は、早期に取り組んでいただきましたが、ぜひこれからも事業の推進をお願い申し上げておきたい

といふふうに思ひます。

それでは、土地改良法に入りたいんですが、土地改良法を改正するのはしばらくぶりであります。中間管理機構のときを除けば、新しい基本法

ができた直後以来となるんだといふふうに思ひます。

ただ、気になりますのは、片一方で農地法とか農業委員会法とかそっちの方をやたらといじくり回して、何か農地、先ほど大臣の答弁の中でも

ちょっとだけ気になつたのは、重要な生産手段だと。それは確かにそんなんです。重要な生産手段であると同時に、農地は町土、もつと言えば国土という側面も持つておりますので、単なる生産手段として、このごろいじくり回し過ぎなのではないかといふふうに思ひます。

そこでまず、基本法における土地改良法について、旧法の中ではいわゆる選択的拡大とか構造改善とかというのがメインだったわけですね。しかしながらなかなか今の情勢に合わないと

いうことで、一九九九年ですか、新しい食料・農業・農村基本法という法律ができた。そのメーンは、農村振興局に限つてちょっと申し上げれば、農業の多面的機能の發揮ということが新たに加わって、そこが大きな柱に一つなつていてると思うんですね。

そういった意味で、土地改良法もそのときに、農地改良事業といふのが変わってきた、そのときに土地改良事業といふものについても新法のもとでやはり変わってきました。農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るために、「途中省略いたしますが、農業生産の基盤の整備及び開発」、また省略いたしまして、「等必要な施策を講ずるものとする。」こういう規定がございました。

その後、委員御指摘のとおり、平成十一年に制定された食料・農業・農村基本法でございます。この現行の基本法におきましては、第二十四条、この第二十四条は第三節の「農業の持続的な発展に関する施策」の節に属するものでございますが、この二十四条では、「農業生産の基盤の整備」ということで、「農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。」こういう規定になつております。

そういうことから申し上げますと、旧基本法あるいは新基本法を通じて、農業農村整備事業の枠組みにおいて、生産基盤の整備を中心据えて事業を行つてきてるというところの考え方は変わつてないというふうに考えてございます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、昭和三十六年制定の農業基本法のもとでの話でございますが、この当時の農業基本法の第九条に「農業生産に関する施策」という条項がござります。そこで、「国は、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るために、中山間対策とか環境保全の対策とかとあらかじめ付加をされてきたというのが、新しい基本法の精神だと思うんですね。

私は、そこは新しい基本法の大変評価できるところだというふうに思つておりますので、そういうふうに付加をされたというのが、新しい基本法の精神だと思うんですね。

その対策の中でも、私はやはり農村の維持という基づいてできてきているわけですね。それは、その精神に基づいてできてきているわけですね。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

農業集落の数につきましては、五年ごとに農林業センサス等で把握をいたしておりますけれども、二〇〇〇年までは農家数が五戸以上の集落を把握しております。このデータで御報告いたしましたが、一九九〇年には十四万集落ございましたが、二〇〇〇年には十三万五千集落となりました。その後、二〇〇五年からは、農家戸数の多少にかかわりなく、農地等の地域資源がある集落を把握してきております。具体的な数字といたしましては、二〇〇五年には十三万九千集落ございましたものが二〇一五年には十三万八千集落となつております。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

農業集落の数につきましては、五年ごとに農林業センサス等で把握をいたしておりますけれども、二〇〇〇年までは農家数が五戸以上の集落を把握しております。このデータで御報告いたしましたが、二〇〇〇年には十三万五千集落となりました。その後、二〇〇五年からは、農家戸数の多少にかかわりなく、農地等の地域資源がある集落を把握してきております。具体的な数字といたしましては、二〇〇五年には十三万九千集落ございましたものが二〇一五年には十三万八千集落となつております。

ざいましたものが二〇一五年には十三万四千集落となりまして、二%程度増加をしているところでございます。

○佐々木(隆)委員 さのうも説明を受けたりして、ちょっと意外だったんですが、今の状況からすると、農村集落といふのはずつと減つてきてるのかなと思つてましたら、むしろ少しふえたということがありますので、単純比較はちょっとできないかとは思うんですが。

ただ、それにしても、二〇〇五年から二〇一五年の間でさえも若干、わずか二%とはいえども農村集落がふえているというのは少し意外な気がします。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

農業集落全体の数につきましては、先ほど申し上げましたように、二〇〇五年から二〇一五年にかけて一%程度の減少というふうにはなつてゐるわけござりますけれども、その中で、いわゆる集落機能がある農業集落の数について見ますと、二〇〇五年以降二%程度増加をしていくといふところなわけでござります。

その要因といたしましては、高齢化の進展等によりまして個人対応での地域資源の維持管理等が困難となりまして、地域での共同の取り組みによらざるを得なくなつてきたという事情があること、他方で、二〇〇〇年以降、中山間地域等直接支払制度でありますとか、あるいは農地・水・環境保全向上対策等が順次実施をされてきてるわざとございまして、こういった対策が地域の共同の取り組みを後押ししたという側面もあるのではないかというふうに考えているところでございまます。

○佐々木(隆)委員 今御説明をいただきました、いわゆる高齢化、高齢化と、農水省の答弁に必ず高齢化と出てくるんですが、それは一生懸命やつてある高齢者の皆さん方に大変失礼なので余り使わないでいただきたいなど、私自身もその年齢に

近づいていることもあります。六十七歳、七十五歳と言ふんですけれども、片っ方で厚生省は七十七歳というふうに思いますが、余りプラスにはならないというふうに思いますが、余り使わないでいただきたいというのが、これは希望です。

今のお話からすると、いわゆる中山間や農地、水で、共同作業などで集落が維持されてきた、ふえたというのも少くわからないんですが、そういうふうになつてきた、いわゆる共同作業をやる集落がふえてきたというのが集落機能という分け方をした結果だというふうに思つんですね。

農村整備という中には、農地整備というのもちろん基盤ですが、からこれはもちろんあるんですけど、どんどんと混住化が進んできている、いわゆるリタイアした人も一緒にそこに住んでいたりするということもあって、混住化もあり、それから都市農業もあり、それから村づくりみたいなものもあるって、全部ひつくるめ私は基盤整備だと思います。それが新しい基本法の私は精神でもあるというふうに思つております。

そんな中で、今回の八法で気になるのは、旧法のやり方に少し戻つてしまつたのではないか、いわゆる選択的拡大あるいは構造改革という言い方にどんどん変わってきているのは少し気になつてゐるんですね。

旧法で何を反省したかというと、農業がよくなれば農村はよくなるという発想だったんですね。ところが、農業がよくなつたというか、それなりに発展しても農村はどんどん寂れていつたというところに新しい基本法をつくった最大の私はポイントがあると思うんですね。あのときのあの審議会の座長を務められた先生のコメントにもそういうことが載つてゐるわけですが、そのところをぜひ大事にしていただきたいということを踏まえながら、中身を少し質問させていただきたいといふふうに思ひます。

まずは、先ほどもお話をありましたが、更新事

業における手続の簡素化という分野であります。

既に簡素化されているわけですね、先ほど局長もお答えをいただきましたように、事業の同一性や負担の相当性が確保されているということをもとに、総会の決議、総会の三分の二あるいは知事ということで簡素化の手続が既に行われて居るにもかかわらず、なぜまたさらに簡素化をしなければならなかつたのかということについてお伺いをいたします。

○佐藤政府参考人 更新事業の簡素化の御質問でございますが、現在、この簡素化と申しますか、三分の一の同意にかえまして総会の議決で事業を実施でございますが、その範囲でございますが、これは繰り返しになつて恐縮でございますが、更新事業のうち、機能の維持を図るものとのことでござります。極端な話、従前と全く同じ施設に更新する、こういう非常に狭い範囲に限られてしまします。そこで少しでも機能向上が図られてしまますと、現行ではこの簡素化の要件には該当しないで、三分の一の同意をとらなければいけない、そのため時間がかかるということでござります。

しかるに、土地改良施設を整備して、老朽化が進んでおります、要すれば、大分以前に整備しました、それを現在の時点で更新をしようといったしまして、現在の技術で普通にやつっていること、これを取り入れてやるということが一般的でございます。そうしますと、全く同じ施設を更新するといふことではなくて、先ほど申し上げましたような、ゲートをこれまで手動でやつていた、これを自動化する、遠隔操作化できるようにする、そうしますと、これは機能の向上があつたところで、現行法ではこれは三分の一の同意をとらなければいけないということになります。

そういう技術革新の成果を取り入れて、普通に技術革新の成果をもとに更新を行つて、その際に機能向上してしまうもの、これについては、三分の一の同意によらずに総会の議決で事業を実施できるようにすることが適當ではないか、そう

いう考え方でござります。

○佐々木(隆)委員 あわせて後でまたお伺いしたいんですが、もう一つ、中間管理機構についてです。

今回の改正では、中間管理の部分だけ全部抜き出してわざわざ別項をつくるほど中間管理に随分手厚い法律になつてゐるんですが、私は、むしろ心配するのは、中間管理機構でないとこの先は土地改良事業もできなくなるのではないかというぐらいい、何か手厚く法律が今度整備をされているんです。

その中で、中間管理機構というのは、中間管理設定をしているわけですね、要するに所有者から、本来は、土地をいじるんですから、本来の所有者の同意が必要だと思うんですよ。管理設定しているだけですから、中間管理は、その再設定をしなければならないのではないかというふうに思ふんですが、その点と、先ほどもありましたが、既存の実施地区では負担が発生をしているのに、この事業では負担が発生しないというのはどう考えても不公平ではないかというの、既存の事業を実施している人たちから心配の声も上がつておりますので、これらの懸念についてお答えをいただきたい。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

機構関連事業についての同意の必要性の御質問であつたかと思います。

現行の土地改良法で、所有者等の三分の二以上の同意を得て事業を実施しております。その同意の意味でございますが、この土地改良事業の実施地の集積率ですとか集約化率が一定以上となる場合には、促進費の交付によりまして農家負担は実質ゼロになるようになりますの面でも不公平感が生じないのではないかというふうに考えておりますが、なお現場では不公平感に対する懸念がござりますので、そこはしっかりと御説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木(隆)委員 ぜひ丁寧な、今御答弁いただ

いたのは、これから新しくやる事業についてはそういうことが、その制度に乗つかればということになりますので、既に行われているものについても、それはそのままありますので、その辺についての説明もきちっとしていただきたいというふうに思ひます。

そういう意味で、先ほども御質問にお答え申

し上げましたけれども、権利関係の変動がある場合、すなわち財産権の変動がある場合、こういつた場合につきまして、先ほど申し上げました換地

計画に基づく換地処分でございますが、これにつきましては、きちんと関係権利者の同意を一件一件とつていく、こういうことを考えてございま

す。

機構関連事業でございますが、機構が借り受けた農地を対象として実施するものでござります。機構が農地の賃貸借を行うに当たりましては、今般、機構に対しまして、あらかじめ所有者等に対して機構関連事業が行われることを説明する旨を義務づけることとしております。これは中間管

理事業法を改正することとしております。また、所有者等の側におきましても、この機構関連事業が行われ得ることを承知して機構との間で権利の設定が行われることになると考えられますので、所有者の同意を求めずにこの機構関連事業を実施したとしても問題はないというふうに考えてございます。

なおまた、不公平感の問題でござります。

既存の土地改良事業と今般の機構関連事業との間での不公平感の問題でござりますが、私どもいたしましては、過去に基盤整備を行つた農地でありますても、一定の要件を満たせばこの機構関連事業を実施することができるということでござります。

また、現行事業におきましても、担い手への農

地の集積率ですとか集約化率が一定以上となる場合には、促進費の交付によりまして農家負担は実質ゼロになるようになりますの面でも不公平感が生じないのではないかというふうに思ひます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

現行の十五人の申請人数要件をどうするかということにつきましては、委員御指摘のとおり、いろいろな考え方があろうかと思います。

今回、我々としても検討する中で、いろいろな

オプションがございましたけれども、各地域では、大規模な家族経営ですか集落営農ですか農業生産法人など、さまざまに手が經營を開いております。そういうふたつの経営状況といつたものは地域ごとにさまざままでございます。まさに千差万別でござります。そうした中で、申請人数について一定の線、一つの線引きをするところは、それはそのままでありますので、その辺につい

うに思ひます。

なぜこれを質問申し上げたかというと、中間管理機構というのは、先ほど来言つてゐるようになつてゐるわけですよ。土地改良の設備といえ、負担を伴わないからといつても、みんなの共有の財産、集落の財産について、集落の代表者ではないわけですから、集落の形成者ではないですから、だから、その共有の財産を触る、あるいは変わら、機能アップだといつても何であつても、変わらんですから、本来であれば集落の形成者が全員納得をするというのが前提だと思うんですよ。そういう意味では、余りことを、費用を伴わないからということでネグつてしまわないように、ぜひここはお願いを申し上げておきたいというふうに思ひます。

もう一点お伺いしたいんですが、今度は申請要件、先ほどもありましたが、申請要件、とりわけ人数要件ですが、十五人以上の人数要件を削除といいますか廃止しゃべ、これはちょっと乱暴過ぎないかというふうに思ひます。

何でこれは人数要件を緩和という発想がなかつたのか。例えば半分にするとか五人にするとかという方法だつてあつたと思うんですが、何でこれは全廃ということになつたのかということについてお伺いします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

現行の十五人の申請人数要件をどうするかということにつきましては、委員御指摘のとおり、いろいろな考え方があろうかと思います。

今回、我々としても検討する中で、いろいろなオプションがございましたけれども、各地域では、大規模な家族経営ですか集落営農ですか農業生産法人など、さまざまに手が經營を開いております。そういうふたつの経営状況といつたものは地域ごとにさまざままでございます。まさに千差万別でござります。そうした中で、申請人数について一定の線、一つの線引きをするところは、それはそのままでありますので、その辺につい

考るに至りました。

そういうことを踏まえまして、国県営事業に係る申請人数要件については廃止をするというようなこととさせていただくこととしてございました。

○佐々木(隆)委員 今、大規模化が進んでいて、集落の中でといふ一つの区域の中できなり大きな法人があつた場合に、あとは小さな農家しかなくて、そういう場合に十五人というのは無理だというのは、まあ、それはあるのかもしれません。

ですが、例えば非常に私は心配するのは、面積要件は満たしました、二人以上であれば申請でさますといふことになると、メガ法人みたいなところが二軒寄つて申請すればこれはできるということになつちやうわけですね、今度の仕組みからいふと二人いればできちやうんですから。お願ひします。

○佐藤政府参考人 この改正案によりますと、国、都道府県が行つ土地改良事業の申請人件数の要件を廃止いたしますので、一人でも申請が可能となるというようになりますので、経営規模が大きな法人も単独での申請が可能になる、委員御指摘のとおりでございます。

しかしながら、一般に土地改良事業を実施する場合でござりますけれども、申請者が事業計画の概要を作成いたします。その中で、地域の農業者の三分の一以上の同意を得る必要がございます。また、換地を行う場合には、換地を行う場合が非常に多くございますが、その換地計画について関係権利者会議で所有者等の同意を得る必要があるということです。

そういうことを考えますと、経営規模が大きな法人が申請する土地改良事業の実施に当たりまして、引き続き、土地改良区が中心となりまして、集落の話し合いを進めて合意形成を図つてくといふ実態といいますか、実情になるものといふように考えてございます。

○佐々木(隆)委員 いや、実態はそななるというものは、局長、それはかなり希望的観測であつて、

だつて、できちやうんですね、この法律上は、面積が要件が満たされて、二人いて申請をすれば、要するにこれから出てくるかもしないメガ法人みたいな農業法人が寄つて申請をすれば、これはできちやう。

それがどんどん拡大解釈されていつたときに、農村集落は一体どうなるんだというのを非常に心配するわけですよ。そうはいつてもといたつて、法律的にはそうなつていないわけでですから、そういうふうにやつたときに、とめられないというところを非常に懸念するわけです。

私は、土地改良の事業というのは、基盤というよりは地域づくりだと思っているんですよ。それを通して地域をつくつていくというのが土地改良事業だと思つております。だから、土地改良の理事長さんに首長さんがなつておられるところが時々あるんですが、まさにそれは地域づくりといふ視点があるからそういうふうになつているんだ

とと思うんです。

○北村委員長 次に、斎藤和子君。

○斎藤(和)委員 日本共産党的斎藤和子です。

土地改良法等の一部を改正する法律案について質問をします。

今まで、集落の代表者が理事となつて、理事会で詰つて、そして土地改良事業といふのを決めたから、地域全体の合意というのが得られる仕組みになつていただんですよ。ところが、これが

どんと一人でいいよみたいな話になつちやつたときに、そのところをしっかりと担保しておかないと私はいけないというふうに思うんですが、これは三役にお答えをいただきたいと思います。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

私の例えれば地元であれば、例えば一つの村落で共同して一つの法人をつくりまして、ワーケーショーリングの観点も含めて、恐らくほとんど全員が

その農業経営法人に参加をして、村落の農地のほぼ全域を耕作しているという例もござりますので、さまざまなか、ケース・バイ・ケースで判断されるべき問題ではないかと思います。

な法人が申請する土地改良事業の実施に当たりまして、集落の話し合いを進めて合意形成を図つてくといふ実態といいますか、実情になるものといふように考えてございます。

そういうことを考えますと、経営規模が大きな法人が申請する土地改良事業の実施に当たりまして、引き続き、土地改良区が中心となりまして、集落の話し合いを進めて合意形成を図つてくといふ実態といいますか、実情になるものといふように考えてございます。

○佐々木(隆)委員 いや、実態はそななるというものは、局長、それはかなり希望的観測であつて、

まざまなツールがございます。こういうツールをきちんと駆使しまして、先生がいろいろ御指摘になつておられる農村集落の振興といふのをしつかりと図つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので終わりますが、新しい基本法といふのは食料・農業・農村基本法で、その農村を担つていてるのは農村振興局です。そういう意味では、唯一村の部分を担つていて、法律的にはそうなつていないわけであり組んでいただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○斎藤(和)委員 日本共産党的斎藤和子です。

土地改良法等の一部を改正する法律案について質問をします。

そもそも、土地改良は農業者の私的財産に影響を及ぼし負担を強いる、だからこそ、地域の話し合いと合意形成をつくり、農業者の申請と同意を基本要件として進められてきたという原則があると思います。

本法案は、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者の申請がなくとも、都道府県が独自の判断で、合意をとらない、それから費用負担もなく基盤整備ができるとしています。つまり、費用負担を求めないこと、なかなか目標が達成されていない中間管理機構を通じた集積を推進しようというふうにも見えるわけです。

そこで、中間管理機構の現状について少しお聞きします。

機構は、本来、出し手から土地を借り受け、一定のまとまりをつくる意欲ある扱い手に貸し出すという仕組みになつています。しかし、二〇一五年度の実績を見ると、目標が十四万ヘクタールに対しても実績は約八万ヘクタールと、目標の六割にとどまつていて、扱い手に八割というところにいくと、目標になかなか達していないという現状

があります。

こういう状況、なかなか思うように進んでいない、この原因を大臣はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○山本(有)国務大臣

この要因でございますが、農地中間管理機構についての出し手、この出し手へのPRが十分に行き渡つていなかつたというこ

と、それから、中山間地域あるいは果樹産地、こ

こにおいて、平場の土地利用型農業の地域と比べて扱い手への農地集積がかなりおくれているとい

う状況にあること、現場の機運を盛り上げるために組んでいただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。

こうした課題の分析に基づきまして、今後ですけれども、都市部の住民を含めた農地の出し手へのPRが十分に行き渡つていなかつたというこ

と、それから、中山間地域での取り組みの推進や果樹産地における産地協議会と機構の連携による集積と改植の一体的推進をする、あるいは役職員体制の整備、そして地域の農業者の徹底した話し合いの推進、さらには農地整備事業との連携強化、こうした取り組みをすることによつて理解を得て目標に達することができるのではないかと、そういうふうに考えるところでござります。

○斎藤(和)委員 二〇一五年の三月末で、農地中間管理機構の全体の集積率は五〇・三%と出ています。このトップが北海道の八七・六%、このほかの県の、北海道を除く県を見ると、平均は三・五一%という現実があるわけです。

P.R.がとか、いろいろ地域の話し合いとか連携がどうお話をあつたんすけれども、二〇一五年度の実績にある八万ヘクタールも、扱い手同士の交換だつたりとか、利用権設定を解除して機構に出し直す、いわゆるつかえ、こういう数字も含まれていて、こうしたものを見てくると集積面積は二万六千七百十五ヘクタールとさらに小さくなつたわけです。

現場で話を聞きますと、やはり耕作するのが大変だ、誰かにやつてほしいという話は幾らでもあります。しかし、今中山間地や果樹というお話をありましたけれども、特に条件が不利な農地というのは、農地中間管理機構に出しても預かってくられない、返される、仮に受け取つてくれても借り手がつかなければ返つてしまふ、こういうことを聞くわけですけれども、こうした実態を大臣は認識されているでしようか。

○山本(有)国務大臣 そもそも条件不利地域等で、担い手がまづいわけがございまして、農地の条件が悪いということから、結果として、機構が農地を借り受けたことができない場合、ほつたらかしになつていくというような現状、これは私も憂慮しております。

このため、機構が地域外を含めて農地の受け手の掘り起こしを行うことが必要でございますし、中山間地域の農業ルネッサンス事業などの支援によって地域農業の活性化措置を講じていく、そういう車の両輪が必要だらうというように思います。

現時点では、機構が出し手に返却した農地は今のところありませんので、農地中間管理機構の機能や将来のあり方を考えたときに、集積は御理解をいたければ進んでいくものというように思つております。

○齊藤(和)委員 担い手じやなきやいけないのかといふ問題があると思うんですね。やはり、一定の規模がなければ担い手にならないわけで、中山間地では、四ヘクタールの規模というのを一気に引き受けるというのではなくなかなあそれはそれで大変なわけで、この辺はちょっと、担い手にとうう、農業をやりたい人は全て担い手、そういう私は意味づけをしていかないとななかなあ難しいんではないかなというふうにも考えるわけですが、それはちょっとおいておきまして、この法案によつて、要是自己負担なく基盤整備ができる、こうい

うことによつて、なかなかうまくいっていない中山間地などの条件不利地、中山間地だけじゃないあります。されども、条件不利地でも、借り上げて、基礎整備を進めて、そうすれば集積が進むというふうに大臣はお考えなんでしょうか。

○山本(有)国務大臣 農地の条件が悪いことによつて担い手が農地を借り受けない場合、これが多いためでございますが、このために、現在御審議いただいている土地改良法の改正案で、機構が借り受けている農地につきまして、当該農地が一定規模以上のまとまりのある農地であることなどを要件といたしまして、農業者の負担なしに基盤整備を実施できる制度、これを創設していただくわけでございます。

このよう農地の条件が整備された暁には、機構が地域外も含め適切な担い手を見つけ出すことが容易となつて、担い手への円滑な農地集積ができるようになると考えるのでございますが、それは地域地域でさまざまな条件やさまざまな要因があるというように思つておりますので、これにつきましては、その地域の市町村長さんあるいは土地改良区の皆さんの御意見等、そういうたものを踏まえてさらに進化していくことができればと思います。

○齊藤(和)委員 一定の規模の要件を満たせば、土地改良、自己負担なくという話だつたんですけども、やはり実際問題として、条件不利地で、担い手もいなくて、中間管理機構も借りてくれずには返してしまつているといふところが、本当にこの法律によつて前進していくのかというところは、ちょっと実情からいつてなかなか厳しい部分があるのではないかなどいうふうに私は率直に思つております。

同時に、機構が借り受けた農地に限つて費用負担を求めるに基盤整備をする、その際に、この事業を受けるためには要件が必要だ。それは、今大臣がおつしゃつたとおり、「機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象である」というふうにされて、農地中間管理機構は、このような問題を解消し

いるわけですが、この一定規模というのは一体何へクタールを想定して、平地と条件不利地でどれぐらいにするというふうに考え、要件を決めようとしているのか。それ以外にも、機構の借入期間が相当程度であるとか、担い手への農用地の集団化が相当程度であるとか、収益性が相当程度上など、一定規模以外にも要件が幾つかあるんすけれども、これは具体的にどのような中身になるんでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。面積要件でございますが、現行の都道府県営の圃場整備事業につきましては、各団地の農地面積の合計が平場で二十ヘクタール以上、中山間地域で十ヘクタール以上あることを採択要件としております。

今回の機構関連事業でございますが、農地中間管理機構が借り受けます農地について、担い手が経営しやすくなるように、一定規模以上の面的なまとまりのある農地を対象に実施することとしております。したがいまして、面積要件につきましては、先ほど申し上げました、平場で二十一ヘクタール、中山間地域で十ヘクタールという現行の要件よりも引き下げる方向で検討していく考え方でございます。

いずれにいたしましても、面積要件につきましては、地域の実情、担い手の経営状況、意向などを踏まながら、今後詰めてまいりたいと考えてございます。

また、委員御指摘の面積要件以外の要件でございますが、これらを要件につきまして、現在鋭意検討している最中でございます。それぞれの要件を設けた趣旨等も十分に踏まえながら、今後、早急に詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

同時に、機構が借り受けた農地に限つて費用負担を求めるに基盤整備をする、その際に、この事業を受けるためには要件が必要だ。それは、今大臣がおつしゃつたとおり、「機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象である」というふうに考えてございます。

○齊藤(和)委員 一定規模、現行のものよりも引き下げるということだつたんすけれども、やはり法律をつくる上で、このぐらいの要件のところはこの法律が適用されますよというのがわかるようにしていかないと、自分たちの地区が対象にならぬのかどうかわからないというのは、ちょっと私はどうなのかなというふうに感じます。

次に、条件のいいところというのは、やはり機構を通さなくとも、既に相対で、自分たちのやりとりだと地域センターなんかを通じて貸し借りしている。やはり、要望の強い中山間地では機構が農地を受けてくれない。そういう状況にある中で、そもそもこの中間管理機構を通さないとどうところにあえて持つていく必要があるのかといふふうに思つてます。

農家の実情や実態、地域の現状に合わせてといふお話を先ほど来ており、やはり地域の集落の皆さんや、そこで暮らしている、そして農業をやっている、そういう皆さん方の話し合いと合意形成、そして自主的な話し合いの積み重ねの中で、この地域をどうしていこうか、何をつくつていこうか、そういう人と農地プランというのがずっととくられてきていて、面的なまとまりがなければ、費用負担なしで、機構を通さなくとも基盤整備できる、そういう仕組みをつくることこそが必要ではないかというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。委員御提案の人・農地プランでございますけれども、この人・農地プランは、地域の関係者の話し合いを行いまして、地域農業を支える担い手は誰になるのか、担い手にどうやって農地の利用集積を進めるのか等々の問題を解決する、いわば設計図のようなものであると考えております。農地中間管理機構の活動や今回の機構関連事業に当たつて、この人・農地プランというのは重視すべきものというふうに考えてございます。

しかしながら、人・農地プランは、必ずしも機構を介するものではございません。農地の出し手、受け手の相対協議による取り組みもございまが、この場合、農地の利用の分散の解消にはつかりにくくといった側面もあるのではないかと考えてございます。

農地中間管理機構は、このような問題を解消し

て、地域全体で扱い手へまとまつた形で農地を貸し付ける仕組みとして整備したものでございますので、この機構による扱い手への農地の集積、集約を加速化するために、今般、機構関連事業を創設したいと考えているところでございますので、この機関連事業を活用することが適当ではないかというふうに考えてございます。

○斎藤(和)委員 分散が解消しない側面があると都合があつて、その地域の実情や、そこに暮らしている農家の皆さんとの思いがあるから、そういう集積が簡単にいかない。

逆に言えば、農地中間管理機構に出しているところでも、人・農地プランでこういう集積しましうねというところで中間管理機構に出しているというところもあるわけで、やはり、単純に機構に任せれば分散が解消するという見方は、本当にそれが実情に合っているのだろうかということは、少し、ちょっと指摘させていただきたいと

いうふうに思います。  
そもそも、なぜ、中山間地で農家になる人がいない、耕作放棄地があつて、こういう状態になつているのかといえば、やはり根本に農政の問題があると思います。私が農業の再生産可能な農業といふのはなかなか見通せないというふうに考へるわけですけれども、大臣、いかがでしようか。

の話でございますが、ため池の耐震事業を単独でやるか、それとも、委員御指摘のとおり、ため池の耐震化事業とあわせて用排水施設の統廃合を行うか、これは現場の判断といいますか、受益者の皆様方の判断ということにならうかと思います。

一般的に申し上げますと、ため池自体の耐震化事業につきましては、非農家も含めた地域全体の安全確保に資するものであるといったことから、現在、国や地方の費用負担割合を示したガイドラインにおきまして、農業者の負担を求めていないという実態にございます。

一方で、耐震化事業とあわせて農業用排水施設の統廃合を行う場合には、農家にとっても効率的な水利用が可能になるという意味で農業者としての利益があふれるということになりますので、その部分に関する費用の一部については農業者の負担が求められるということになります。

いずれにしても、地域の選択というふうに考えてございます。

次に、更新事業を行つた場合に、賦課金が知らない間に上がってしまうのではないかということでおざいますが、今回機能向上を伴うものであつても、三分の一の同意にかえて総会の議決で実施できるようにするという際には、管理事業計画の同一性、それと組合員負担の相当性という要件を満たす必要がございます。

委員の御質問は、組合員負担の相当性といふことでござります。これはどういう意味かといいますと、更新事業を行つた場合の組合員の賦課金が、更新事業を行わなかつた場合の組合員の賦課金を上回らないといふことでござります。

したがいまして、更新事業を行つて組合員の賦課金が上昇して、それが更新事業を行わなかつた場合の賦課金を上回る場合には、これは要件を満たしたことにはなりませんので、その場合はきちんと三分の二の同意を得る必要があるといふことでござります。

○齊藤(和)委員 ありがとうございました。終わり

○北村委員長 次に、吉田農史君。

○吉田(豊)委員 先に御紹介しますが、きょうは、傍聴席のところに、北海道の十勝の方から見

学にお越しいただきました。(拍手)

お聞きしましたら、勇足中学校という学校だそ

うで、勇足は勇ましいに足と、すばらしい名前の

皆さんです。(発言する者あり)ありがとうございます。

いつもどおり、わかりやすい質問ということを

心がけておりますし、きょうは、特に中学生の諸

君が来ていらっしゃっていますので。

きょうの委員会は、土地改良法という法律、そ

れをよりいいものにしていくこう、そういうこと

で、見渡す限り一つの農家でやつてあるとか、そ

も、本当に大きな広い農園があつて、農場があつ

て、いろいろなこの日本の中には、小さい小さな地面

を、いろいろな人が、農家が集まつて、そして一

人一人所有者が違つて、そして農業をしている、

そういう地域も日本にはあるわけです。

今、日本では、農業をより元気に、強いものに

していこう、そういうことで皆さんで考えて頑

張つているんですけれども、そのときに、ばらば

らの小さい農地よりも、まとまって一緒にやつて

いた方がいいんじゃないかな、そういう考え方の

もとに農地を集約していく。そのためにどのように農地を集約していくか、この法律でも、なにができるかということを、この法律でも、いいものにしていくこうといふことで考へて、そういう時間になつて、済みません、生意気

に。失礼いたします。

その上で……(発言する者あり)済みません。先

生、失礼いたしました。

その上で、この法案ですけれども、農地中間管

理機構といふものが農地集約の中心の役割を今果

たしていく、そういう考え方だと思いますが、改

めで、農地集約に当たつて、中間管理機構とい

う

ものがどのようなものなのかということを、中学

生諸君にわかるように説明いただきたいと思いま

す。

特に都府県においてそういうことが多かつた

わけでござります。

中間管理機構は、そういう問題を解消するため

の仕組みとして設けられているわけでございま

す。

○吉田(豊)委員 その真ん中をつなぐ、そういう

役割をきちんと担うということだと思いますが、始まつたばかりといふべき始まつたばかりですが、今までのところでのどういう実績があるのか、それを確

認させてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほど先生の御指摘のありましたような、農地を農業者から担い手の農業者の方に集積していくための手段としてつくりたるものでござります。特

別の法律に基づきまして、平成二十六年に各都道府県の段階に設置された公的な機関でございま

す。

役割いたしましては、農地中間管理機構みずからが農地の所有者、農地の出し手の方々から農地を借り受けます。その際、必要な場合、区画が皆さん集まつてやつているんですね。

十勝の皆さんのように、私、想像ですけれども、本当に大きな広い農園があつて、農場があつて、見渡す限り一つの農家でやつてあるとか、そ

ういう地域も日本にありますし、もつともつとい

ろいろな、この日本の中には、小さい小さな地面

を、いろいろな人が、農家が集まつて、そして一

人一人所有者が違つて、そして農業をしている、

そういう地域も日本にはあるわけです。

今、日本では、農業をより元気に、強いものに

していこう、そういうことで皆さんで考えて頑

張つているんですけれども、そのときに、ばらば

らの小さい農地よりも、まとまって一緒にやつて

いた方がいいんじゃないかな、そういう考え方の

もとに農地を集約していく。そのためにはどのよう

なことができるかということを、この法律でも、

いいものにしていくこうといふことで考へて、

そういう時間になつて、済みません、生意気

に。失礼いたします。

その上で……(発言する者あり)済みません。先

生、失礼いたしました。

その上で、この法案ですけれども、農地中間管

理機構といふものが農地集約の中心の役割を今果

たしていく、そういう考え方だと思いますが、改

めで、農地集約に当たつて、中間管理機構とい

う

い手農家の方に農地の利用が集約されるといふこ

とになかなかなつていなかつたわけでございま

す。

特に都府県においてそういうことが多かつた

わけでござります。

中間管理機構は、そういう問題を解消するため

の仕組みとして設けられているわけでございま

す。

○吉田(豊)委員 その真ん中をつなぐ、そういう

役割をきちんと担うということだと思いますが、始まつたばかりといふべき始まつたばかりですが、今までのところでのどういう実績があるのか、それを確

認させてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほど先生の御指摘のありましたような、農地を農業者から担い手の農業者の方に集積していくための手段としてつくりたるものでござります。特

別の法律に基づきまして、平成二十六年に各都道

府県の段階に設置された公的な機関でございま

す。

役割いたしましては、農地中間管理機構みず

からが農地の所有者、農地の出し手の方々から農地を借り受けます。その際、必要な場合、区画が

ちゃんと整理されていなくて機械が入らないよう

な場合、こういう場合には機構が土地基盤の整備

も必要に応じて行つた上で、担い手農家に対し

て、その農家の意向に配慮しながらまとまつた形

で農地を転貸する、こういう形によつて担い手農

家の経営規模の拡大を図るために機関でございま

す。

○吉田(豊)委員 農地を集約していくということ

についてはさまざまなものがあると思うわけです

ね。その中で、農地中間管理機構というような仕

組みをつくつて、そしてこの法律をつくつてそ

ういうふうなものを用意したわけですね。

その考え方をもう一度改めて確認させていただき

たいと思います。

○大澤政府参考人 高齢化等によりまして、農業

をもう続けないということで農地をほかの方に貸

す。そういう方、それから、これから経営規模を拡

大していくこうという担い手の方々、そういう方々

が、この制度ができる前は、相対取引といいます

か、一人一人個別に協議をして、農地の売買ない

し借貸借、そういうことを行つてきたわけですが

ますけれども、それまでが五〇・三%だったものが五

二・三%と二ポイント上昇するということで、機

運が上がつてきているといふ理解してございま

す。

○吉田(豊)委員 そして、農地集約といふこと

は、誰もが、それはそうした方が生産効率も上が

るし、よい方向だということはわかるんですけれ

ども、ただ、それがなかなか進まなかつたとい

うのは、やはりその出し手側、そこにさまざま

な考

えがあつたということですね、進まないといいう理

由。

第一類第八号

これは、今回の中間管理機構という仕組みをつくることによって、出し手側が出しやすくなつた、そういう仕組みをつくったことになると思ひますが、一番大きな出し手側のメリットと、いうのはどこにあつたというふうに認識していりますか。

○大澤政府参考人 御指摘のとおり、農地の流動化を進めるためには、出し手が安心して農地を提供できる環境を整えることが必要なんですが、農地中間管理機構は公的な機関だということで、まず、貸した際の地代の支払いが確実に行われるというメリットが出し手にとってございます。

それから、せつかく誰かに貸したんだけれども耕作放棄地になつてしまつては元も子もないといふふうに、農家の方は農地を愛しておりますので、そういうことの御心配もありますが、これは公的機関がやりますので、確実に耕作していただける方を見つけることができるということで、耕作放棄地にもなることなどないということで、出し手にとっていろいろな心配事が解消する、安心して貸すことができるスキームと、いふことがメリットだと考へております。

○吉田(農)委員 その上で、今度は、集約して、

それを担う側の受け手ですね。受け手にとって

は、この仕組みによつてどのようなよいことがあつたというふうに考へますか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、農地の受け手で

ある担当の手によりましては、それまで個別に議論

していいたのでは、ばらばらな農地を非常に遠くま

でかかるて耕作をしていかなければいけないとい

うことで、移動するだけでも大変だったという事情

がございましたけれども、農地中間管理機構は、

地域全体としてまとめて農地の出し手と交渉いた

しまして、ある程度まとまつた農地を手にするこ

とになりますので、そういう中で、機構からまと

まつた農地を扱いの農家の方は受け取ることが

できるということと、先ほどお話ししたとおり、

土地基盤整備も必要ならば行うというところがメ

リットだと考へております。

○吉田(農)委員 あわせて土地基盤整備を行つて、さあやまなそういう意味でのサポートがありますが、始まつたばかりとはいえ、もともとこういう問題意識があつて、そこに政策を行つた場合には、当然、関心を持つていた人たちが、初期のところから、まあ一年ぐらい様子を見るにはあります。ですが、始まつたばかりとはいえ、もともとこういう状況になれば、そこにきちっと乗つかつてくれるということは想定できるわけですね。

この上で、今、まだまだ計画のところまではいつていなさいということでしたけれども、改めて、この先に、中間管理機構というものを、どう、より実行力のあるものとして使っていく、そういうことを考へているのか、そのビジョンを確認したいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

考へているところが幾つかござります。もちろん、PRがまだ不十分だということがござりますので、PRについては引き続き行っていきたいといふふうに思つております。

それから、今まで、農地の問題になりますと、どうしても土地利用型農業、平地の農業を中心に行つておりましたけれども、中山間地域、果樹産地についての事情についても、今後、よく現場とお伺いしながら、どういうふうな形ならないのか。例えば、ミカンとかリンゴについては木ごと

に種類も違いますので、そういうところで、やはり植えかえてつくらなきやいけない、植えかえた

上で新しい人にとってこともありますので、そういう植えかえと農地集積とを一緒にやっていくと、農業をやつていて農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ることは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ることは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

は、あるんだけれども、例えば水路のポンプが壊れていてなかなか進まないというようなところがあると、やはり担い手の方も、採算が合わないかもしれません。そこで、なかなかうまくいかないということがあります。

今回の御審議いただいております土地改良法の改正によりまして、農家の負担なく、機構が借り受けた農地について都道府県の判断で事業を実施することができれば、これがまた一つの起爆剤になり得るものと考えてございます。

○吉田(農)委員 とても大事なところなんですが、それでも、土地を集約する、そしてそのときに生産の環境も含めて整備していく、土地改良というの

はそこ部分を担つているということになると思いまます。ですが、PR不足という言葉も今出ました。それは確かにそうなのかもしれませんし、きょうの委員会でも出でていましたけれども、私自身は、やはり農地というものの、それが誰のものなのかといふふうに思つております。

それから、今まで、農地の問題になりますと、どうしても土地利用型農業、平地の農業を中心に行つておりましたけれども、中山間地域、果樹産地についての事情についても、今後、よく現場とお伺いしながら、どういうふうな形ならないのか。

例えば、ミカンとかリンゴについては木ごとに種類も違いますので、そういうところで、やはり植えかえてつくらなきやいけない、植えかえた

上で新しい人にとってもありますので、そういう植えかえと農地集積とを一緒にやっていくと、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからみると、少しでもそういう考え方を理解してもらいたいし、少しでもそういう考え方を理解してもらいたい、こう思います。

少し視点を変えますが、法案のことなんですが、始まつたばかりとはいえ、もともとこう

だいたい、こう思います。

それで、土地改良をずっとやつてこられた思い

ます。

○佐藤政府参考人 中山間地域における土地改

良事業でござりますけれども、これまで、農

業、農村の振興を目的といたしまして、中山間地

は傾斜地が多くございます、そういう傾斜地等

の条件不利に伴つ工事費の増嵩にも配慮しなが

ら、農地ですとか農業水利施設の整備を行つてき

たところでござります。

幾つか例を申し上げますと、中山間でございま

すが、秋田県の大仙市では、水田の区画整理と排

水改良を行いました。そこにプロッコリーやネギ

を栽培することによって、販売額が一・四倍にな

つたというような成果もござります。また、群

馬県昭和村では、基盤整備や安定的な用水確保を

行いまして、そこにレタスやホウレンソウを栽培

することによって農業所得が二倍になつたというよ

うな事例が全国にござります。

中山間地域での農業農村整備事業の展開につきまして、全国各地でそういう取組みができるよう、引き続き支援を行つてまいりたいというふうに考へてござります。

○吉田(農)委員 今ほど局長の方からいい事例を御紹介いただいたわけですが、やはり

気になりますのは、水田だったところを、そうで

はない、新しい作物にかえていく、そういうこと

がございましたけれども、出したいといふふうに考へますか。

○大澤政府参考人 お答えいたしました。

考へているところが幾つかござります。もちろん、PRがまだ不十分だということがござりますので、PRについては引き続き行っていきたいといふふうに思つております。

それから、今まで、農地の問題になりますと、どうしても土地利用型農業、平地の農業を中心に行つておりましたけれども、中山間地域、果樹産地についての事情についても、今後、よく現場とお伺いしながら、どういうふうな形ならないのか。

例えば、ミカンとかリンゴについては木ごと

に種類も違いますので、そういうところで、やはり植えかえをつくりなきやいけない、植えかえた

上で新しい人にとってもありますので、そういう植えかえと農地集積とを一緒にやっていくと、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからすると。

農業を愛し、農地を愛しているという言葉も出ました。本当にそれはありがたいことだし、そう

ことは、これは本来、原点に立ち返ると、農業をやつていていく農家のものだと断言できることでもないんですね、歴史的なことからみると、少しでもそういう考え方を理解してもらいたい、こう思います。

それで、土地改良をずっとやつてこられた思い

ます。

も含めて今やっているということを御紹介されたんですね。

実は、土地改良というのは、そういうあんな意味で、今までやっていた人は、例えば、米をつくつていれば米をつくるのが自分の農業だと思っているんだけれども、そこから、土地改良というチャンスを得ることによって、いろいろ新しい展開ができる、そういう大きなサポートにもなると思うので、つくる作物を含めて、それが最終的に、私がいつも申し上げているように、買い手、消費者が何を求めているかという話にやはり行くわけですから、そういう意味での、せつかの土地改良というサポートをするときに、その全体像まで含めてサポートと、これをどのように考えていらっしゃるか、もう一つ確認させてください。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

中山間地域は、委員御指摘のとおり、高収益の作物の導入を行って、地域ブランドを確立して、収益力のある農業を営むことができる、そういう可能性を秘めた地域であるというふうに考えてございます。

中山間地域では、平場での事業に比べて工事費も嵩高いたしますので、補助率のかさ上げと受益面積要件を緩和して農地整備を実施してきているところでござりますけれども、平成二十九年度の予算では、それに加えまして、高収益作物の導入を条件といたしまして、農地の集積要件を緩和する中山間傾斜農地型という事業を創設いたしまして、より事業に取り組みやすくしたところでございます。

○吉田(農)委員 土地改良、そして農地の集約といふものもある意味ではインフラの整備なわけですか。ですから、そうすると、今の時代、まだ

まだ社会インフラ、社会インフラというよりは、全ての我が国のインフラは整備しなくていいかなという考え方には、それはそのままなんですかね。

土地改良が困難な施設については、緊急性あるところに仕事を持つていく、そして、やつてそれが使われてこそ、やってよかつたねという話なので、やつたところで、工事関係の仕事が出てよかつたですね、それで終わりというの一番よくないパターンなわけです。

こういうことを考えたときに、私自身も県議会におきましたので、よく、インフラとかというと、公共事業というと、必ずそれは建設、橋をつくったり道路をつくったりとか、こういうことが現状だらうと思うわけです。

だから、あえて私は、こういうものについて、今後、日本の農業をより強くするために必要な部分というのは、当然そこに強く投資していくかなくちやいけないでしょから、今後の部分、それから、今までよく話してきますのは、橋とかをとつても、もう耐久が来てメンテしていくかなくちやいけない、そういう部分のコストがどんどんどんどん大きくなっている、こういう話も一方ではあるわけですね。

このことについて、土地改良という部分について、今までやってきた部分の今後のメンテとかそういうことと、いうのはどういうふうに考えていらっしゃるか、確認したいと思います。

○佐藤政府参考人 施設の老朽化の問題でございまして、今までやってきた部分の今後のメンテとかそういうことをじまして、強くてしなやかな農業、農村、この実現を図っていくという所存でございました。

これらの土地改良事業の生産基盤の整備とあわせて、六次産業化の取り組みですとか、あるいは都市農村交流の取り組みなどに対しても支援を行いまして、中山間地域の振興を図っていくという考え方でございます。

○吉田(農)委員 土地改良、そして農地の集約といふものもある意味ではインフラの整備なわけですか。ですから、そうすると、今の時代、まだ

維持が可能なものについては、耐用年数が伸びるような長寿命化を図っております。また、部分的な補修では対応が困難な施設については、緊急性の高いものから更新を行っているところでございまして、これらの取り組みに対し、例えば、基幹水利施設ストックマネジメント事業などで支援をしているところでございます。

○吉田(農)委員 それでは改めて、最後でなければ、やはり、より力を入れるとのことと、それからそうでないところはそうでないという、この温度差をきっちりとはつきり出すという、それが今後の土地改良、あるいは農地集約、さまざまなものについてですけれども、生産の基盤となるものについて必要だらうと私は考えるんですけども、大臣のお考えを、やるところとやらないところと、そこをはつきりする部分と、いうことも含めて、お考えをお聞きしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 将来方向でございますが、昨年の閣議決定でされました土地改良長期計画によたわれております。それは、農地の大区画化等による生産コストの削減、あるいは担い手への農地の集積・集約の加速化、次に、老朽化が進む農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化、豪雨や地震などの災害に対する地域の防災・減災力の強化等を挙げております。

今回のこの法改正は、農地の利用集積の促進と防災・減災対策の強化を図るものでござります。これを通じまして、強くてしなやかな農業、農村、この実現を図っていくという所存でございました。

○吉田(農)委員 法案が、やる気のある農家に対してきちっと焦点が当たってということを期待したいと思います。

○北村委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

外二名から、日本共産党及び仲里利信君の共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。畠山和也君。

土地改良法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

君。

○畠山委員 ただいま議題となりました土地改良法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

政府原案では、農用地の利用の集積の促進を図るため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象に、農業者等からの申請によらずして、土地改良事業を行うことができ、その際、農業者等からは分担金を徴収しない制度を新たに設けることとしております。しかし、農地中間管理機構が賃借権等を取得する農用地は、その農用地につき扱い手がいることが確実なものに限られてゐるのが現状であることから、このような新制度を設けたとしても、もともと、農用地としての条件が不利な、例えば、中山間地域においては、農用地の利用の集積が図られることにはならないのではないかと懸念しております。

そこで、この新たな制度について、農業者等から分担金を徴収しないという点は維持しつつ、第一に、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地ではなく、市町村を中心に地域の農業者等が協議を積み重ねた結果作成される人・農地・プランの対象とされている農用地を対象とすること、第二に、農業者等からの申請があつて土地改良事業が実施されることとすること等の変更を加えることとするため、本修正案を提出した次第であります。

以上が、この修正案の趣旨及び内容であります。

ます。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○北村委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。斎藤和子君。

○斎藤(和)委員 私は、日本共産党を代表し、修正案に賛成し、内閣提出、土地改良法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

内閣提出法案は、過疎化が進展し、農地の扱い手不足に苦しんでいる地域の課題に応えるために、本法案のように農地中間管理機構の活用に依拠せず、実態に見合った支援を強めるべきだからです。

内閣提出法案は、農地の集積を図るため農地中間管理機構を活用するとしていますが、実際は条件が不利な土地ほど機構は借り受けたおらず、その実効性は疑問です。

農地中間管理機構の実績が上がっているところは、もともとプランの作成や現場の話し合いの積み重ねがある場合がほとんどであり、機構を条件とする必要はありません。地域の自主性を取り組みを直接支援する仕組みこそ求められているのではないでしょうか。

また、基盤整備について、申請によらず、同意なしにできるという点も問題です。

土地改良事業は、地域で話し合つて申請を行い、同意を集めるために努力を積み重ねて、民主的に行われるものです。だからこそ賦課金などの負担も合意が得られるものであり、同意要件の緩和は慎重に進めるべきです。

今、米価は再生産ができないレベルまで下落し、離農が進んでいます。土地持ち非農家がふえ、託された扱い手の規模は拡大する一方で、賦課金を払うのも次第に難しくなっています。

本当に課題を解決するというなら、政府の責任で価格を支え、小規模な農家であつても経営を支

るべきであります。土地改良事業も、大規模、小規模含めた地域の自主的な取り組みを支援すべきです。

以上により、日本共産党は内閣提出法案に賛成することはできないことを申し上げて、反対討論とします。

○北村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○北村委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、土地改良法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたしました。まず、畠山和也君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○北村委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、宮腰光寛君外三名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきます。

土地改良法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案(案)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、農業の生産性の向上・食料自給率・食料自給力の維持向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになつていて、

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記  
〔賛成者起立〕

一 都道府県が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によるらない土地改良事業を実施するに当たつては、人・農地プランとの調和に十分配慮するとともに、整備された農用地が確実かつ円滑に扱い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。

二 農業者の費用負担を求めるない土地改良事業の実施に際しては、事業要件の適合性について透明性を確保しながら、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう、既存事業における農業者の費用負担の在り方について、農業者の経営状況を勘案しつつ、検討を進め、その実質的な軽減が図られるよう配慮するとともに、農地転用防止措置の厳格な運用を図ること。

三 農業者からの申請によらず、農業者の同意を認めずして実施する土地改良事業については、現場の混乱を招かないよう、事前に十分な説明を行うとともに、丁寧な運用に努めること。なお、ため池等の農業用排水施設の耐震化を目的とした事業については、事業の対象が必要以上に絞られることのないよう、彈力的な運用を図ること。

四 農業農村整備事業関係予算の配分に当たつては、農地中間管理機構関連の事業だけではなく、防災・減災対策に係る事業をはじめ、農村現場のニーズに応えた事業が確実に実施さ

れるよう十分留意すること。

右決議する。

以上です。  
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申上げます。(拍手)

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立総員。よつて、本法律案に對し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣山本有二君。

○山本(有)国務大臣 ただいまは法案を可決いたしました。まことにありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○北村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○北村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

土地改良法等の一部を改正する法律案に対する修正案

土地改良法等の一部を改正する法律案の一部を支

次のように修正する。

題名を次のように改める。

土地改良法及び独立行政法人水資源機構法の一部を改正する法律

第二条のうち土地改良法第三条第八項の改正規定中「第八十七条の三第七項」及び「及び第十八項」を削る。

第二条のうち土地改良法第八十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条第四項の改正規定中「第八十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(申請)によらない土地改良事業」を付し、同条第四項」を「第八十七条の二第四項」に改める。

第二条のうち土地改良法第八十七条の三第一項の改正規定中「第八十七条の三第一項又は」を削り、同条に六項を加える改正規定のうち「次の六項」を「次の二項」に改め、第十五項から第十八項までを削り、第十九項を第十五項とし、第二十項中「、第十六項」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を第十六項とする。

第二条のうち土地改良法第八十七条の三を第八十八条とし、第八十七条の二の次に三条を加える改正規定中第八十七条の三を次のように改める。

第八十七条の三 削除

第二条のうち土地改良法第八十七条の三を第八十八条とし、第八十七条の二の次に三条を加える改正規定中「第八十七条の二」に改め、第八十七条の五第一項中「前条まで」を次のように改める。

改める。

ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合する都道府県営土地改良事業第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る)については、その分担金を徴収しないものとする。

一 当該都道府県営土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地(その地域内にそ

都道府県営土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下この項並びに次条第一項及び第六項において「事業施行地域内農用地」といふ。の全てについて、市町村が農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の協議の結果を取りまとめ、農林水産省令で定めるところにより同項の区域内にあつての農用地の利用の集積の促進について定める計画の対象とされていること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施

行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について第一号の計画に係る区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者が第八十七条第五項の規定による公告があつた日において政令で定める期間以上農業を営むことが見込まれること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他そ

の都道府県営土地改良事業の施行に係る地

域内における農業構造の改善に相当程度資

する」と見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

第六条 第九十二条の二第一項

「第八十七条の二」に改め、第八十七条の五第一項中「前条まで」を「第八十七条の二まで及び前条」に改める。

第二条のうち土地改良法第九十一条第一項に「及び」を加え、「第八十七条の三第一項」を削り、「行なう」の下に「土地改良事業」を、「行う」の下に「土地改良事業及び前条第一項」に規定する改正規定中「第九十二条の二第一項」の下に「及び」を加え、「第八十七条の二第一項」を削る。

附則第一条中「及び附則第六条から第八条まで」を「、附則第七条及び第八条」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法

域内農用地のうち農地中間管理機構が農地中間管理制度に規定する農地中間管理権をいう。第六項第一号において同じ。)を有するものについて行うものを」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に二項を加える改正規定のうち第

六項第一号イ中「第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業」を「前条第一項ただし書に規定する都道府県営土地改良事業」に改める。

第二条のうち土地改良法第九十二条の次に「第一条を加える改正規定のうち第九十二条の二中「第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業」を「第九十二条第一項ただし書に規定する都道府県営土地改良事業」に改める。

号の期間が満了している」を「第八十七条第五項の規定による公告があつた日から第九十二条第一項第三号の期間が経過している」に改める。

第二条のうち土地改良法第九十六条の四第一項の改正規定中「第八十八条第十九項及び第二十項」を「第八十八条规定第十五項及び第十六項」に、「前条」を「第八十七条の二」に改め、「、第八十七条の五まで及び前条」を加え、「第八十八条第十九項中」を「第八十八条第十五項中」に、「同条第二十项」を「同条第十六項」に改め、「、第十六項」を削り、「前二項」を「前項」に改める。

第二条のうち土地改良法第九十条第二項の改正規定中「第八十七条の三第七項」を削り、「第十八項及び第十九項」を「及び第十五項」に改める。

第二条のうち独立行政法人水資源機構法第十五条の改正規定中「第八十七条の三第七項」を削り、「第十八項及び第十九項」を「及び第十五項」に改める。

に規定する都道府県営土地改良事業をいう。)に適用する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

平成二十九年六月一日印刷

平成二十九年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F